

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和8年7月1日

建設委員会

速報版

- ・ 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・ 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・ 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午前9時59分開会

○たがた直昭委員長 これより建設委員会を開会いたします。

————— ◇ —————

○たがた直昭委員長 最初に、記録署名員2名を私から指名いたします。

ただ委員、山中委員、お願いいたします。

————— ◇ —————

○たがた直昭委員長 次に、管理職の紹介を議題といたします。

新しい委員構成になって、初の建設委員会でありますので、管理職の紹介があります。

初めに、副区長から部長級職員について紹介をお願いいたします。

○副区長 おはようございます。私から建設委員会所管の部長級職員を紹介いたします。

真鍋兼都市建設部長です。エリアデザイン推進室長を兼務いたします。

大竹俊樹千住地区まちづくり担当部長です。千住地区まちづくり担当課長の事務を取り扱います。

長澤友也交通対策担当部長です。交通対策課長の事務を取り扱います。

室橋延昭倉橋伸明道路公園整備室長です。道路管理課長の事務を取り扱います。

稲本望建築室長です。建築審査課長の事務を取り扱います。

私から以上でございます。

○たがた直昭委員長 続きまして、都市建設部長から、所管の課長級職員の紹介をお願いいたします。

○都市建設部長 私から都市建設部内の課長級職員を紹介いたします。

勝田健児都市建設課長です。

金澤大輔事業調整担当課長です。

中村博まちづくり課長です。

安岡毅ユニバーサルデザイン担当課長です。

上野衣知子中部地区まちづくり担当課長です。

私から以上でございます。

○たがた直昭委員長 続きまして、交通対策担当部長から所管の課長級職員の紹介をお願いします。

○交通対策担当部長 私からは、交通対策担当部内の課長級職員を紹介いたします。

角田圭新たな交通担当課長です。

私からは以上でございます。

○たがた直昭委員長 続きまして、道路公園整備室長から所管の課長級職員の紹介をお願いいたします。

○道路公園整備室長 私からは、道路公園整備室内の課長級職員を紹介いたします。

山中寛道路維持課長です。

柳川俊介道路整備課長です。

吉倉亨パークイノベーション推進課長です。

山坂延央公園維持課長です。安全設備課長を兼務いたします。

私から以上でございます。

○たがた直昭委員長 続きまして、建築室長から所管の課長級職員の紹介をお願いいたします。

○建築室長 私からは、建築室内の課長級職員を紹介いたします。

臺富士夫建築防災課長です。

櫻井健開発指導課長でございます。

小林裕幸住宅課長でございます。

岩本伸夫区営住宅更新担当課長でございます。

私からは以上でございます。

○たがた直昭委員長 ありがとうございます。

————— ◇ —————

○たがた直昭委員長 次に、所管事項を議題といたします。

所管事項につきましては、既に資料を配付いた

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

しましたので、説明に代えさせていただきます。

_____ ◇ _____

○たがた直昭委員長 次に、議案の審査に移ります。

初めに、（１）第５９号議案 足立区住宅・建築物耐震助成条例の一部を改正する条例を単独議題といたします。

それでは、執行機関の説明を求めます。

○建築室長 お手元の資料２ページをお開きください。

件名、所管、部課名については記載のとおりでございます。

改正の理由でございます。

再診断助成は、令和８年３月３１日までの時効的な適用としておりましたが、下記理由にこの期限を撤廃して、足立区住宅・建築物耐震助成条例の一部を改正するものでございます。

項番の２でございますが、改正の概要につきましては、令和８年３月３１日までとしていた再診断の助成期限を撤廃するものでございます。

なお、助成金額については変更ございません。

施行年月日、今後の方針については記載のとおりでございます。

以上でございます。

○たがた直昭委員長 それでは、質疑に移りたいと思います。

何かありますか。

○水野あゆみ委員 耐震診断、初回は３０万円ということで、１０分の１０出ていると思います。それで、去年、昨年度の実績と、改修につながった件数を教えていただければと思うのです。

○建築防災課長 昨年度の診断の申請件数ですけれども６２０件になってございまして、そのうち診断から工事への移行率としては約９３％という形でございます。

○水野あゆみ委員 ９３％ということで、高い改修

率になっているのだと思いますが、その中で、今回再診断ということの助成なのですけれども、再診断の方々がこの２年以内という改修につながらなかった要因というのはどのように考えていますか。

○建築防災課長 つなげなかった理由としましては、やはり診断して工事に進む際に、その金額が少し高い部分だとかがありまして、そちらの方で、ちゅうちょをされたところがあるかというふうに考えてございます。

○水野あゆみ委員 今回再診断ということで、もし助成するときには、そういった要因というのは、もう解消されて再診断されるというふうに考えていいのですか。

○建築防災課長 再診断をするということにつきましては、やはり何らかの工事をしたいという思いがあって、再診断の申請をいただいているものだと考えてございます。

○水野あゆみ委員 昨年度等の再診断の件数実績と、また改修につながった改修率を教えていただければと思います。

○建築防災課長 再診断の規定自体は、★★６年度から始まっていまして、令和６年度が３件、令和７年度が３件という形で、令和６年度につきましては、３件中２件が工事の方に進んでございますけれども、令和７年度については、３件中ゼロ件という形でございます。

○水野あゆみ委員 私としては、やはり再診断を助成するからには、改修率１００％に近くやっていただきたいという思いがあるのですけれども、この３件中、昨年度ゼロ件ということで、この理由というのは聞いている状態、認識されていますか。

○建築防災課長 改めまして、診断をした診断士にも確認をしているところなのですけれども、やはりここ最近、建設資材等の高騰価で、また、ちゅうちょしているようなところが見受けられるということで聞いてございます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○水野あゆみ委員 最初の診断ではなく、再診断の助成ですので、そこは、建設費高騰していることもしっかり踏まえた上で、実行率高めてもらえるような御説明もしていただきながら、助成につなげていただきたいと思うのですけれども、その辺の対策とかどのように考えていますか。

○建築防災課長 再診断というところにもかかわらず、診断を受けて工事等につながっていない申請者の方に対しては、定期的に御通知を差し上げていまして、その後工事の方に進んでいただけないかというところで、お願いをしているところでございます。

○水野あゆみ委員 本来であれば再診断というのは、なかなか助成するべきものなのかと私も思ってしまっているのですが、しっかり改修につながっていくのであれば助成する価値はあるのかと思いますので、しっかり対策講じていっていただきたいと思います。

以上です。

○山中ちえ子委員 今、私もその件数が気になっていたのですが、水野委員が質問して答えてくださった内容がそうなのかという感じなのです。

再診断後の工事助成は、初回の工事助成から年数が条件だったりとか、例えば工事費の助成が額が減るとか、そういったことはないのですよね。

同じ工事助成ですか。

○建築防災課長 山中委員おっしゃるとおり、変更ございません。

○山中ちえ子委員 これは、国の法律変更だとかに伴ったものではなく、やはり区が自ら時限的なもので、こういったものは必要だということで条例改正に入れ込むわけで、とても前向きな内容だと思うのです。

先ほどの件数、再診断から工事移行への件数というところ言えば、やはり工事費や資材費などが高騰して、大変な状況なのだというのがよく分かりますので、再診断も、私は、工事移行を進め

るための前向きな助成だと思っておりますので、もっと初回と同じぐらいの助成に近づけるとか、そういったことも再診断助成がブラッシュアップされていくということが求められるのかと思います。

件数とか費用対効果なども見て、更に前進していただきたいなと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○建築防災課長 再診断につきましては、診断時よりも業務内容的には少なくなっておりますので、現在10万円というところの助成額については妥当かというふうに考えてございます。

○たがた直昭委員長 他に質疑よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たがた直昭委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派の意見を願います。

○水野あゆみ委員 しっかり改修につながっていくような体制で臨んでいただきたいなと思いますので、可決をお願いします。

○ただ太郎委員 可決をお願いします。

○山中ちえ子委員 やはり区のこういった災害激震化の中、こういう判断がされたことに本当に敬意を持って、賛成の意思を表明したいと思います。

○市川おさと委員 賛成。

○高橋まゆみ委員 賛成です。

○たがた直昭委員長 これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○たがた直昭委員長 御異議ないと認め、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、(2)第76号議案 (仮称)千住大川端地区(A工区)開発における道路整備に関する負担協定(令和8年度 土壌汚染対策等工事)を単独議題といたします。

それでは、執行機関の説明を求めます。

○千住地区まちづくり担当部長 4ページを御覧く

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ださい。

件名、所管、部課名は記載のとおりでございます。

本議案は、区が所有する牛田堀内の土壌汚染対策等工事の実施について、開発事業者と負担協定を締結するものでございます。

項番の1の負担金協定締結の主な理由ですけれども、千住大川端地区では、現在民間事業者が建築工事ですとか道路工事を行っているところですが、この工事と併せて、土壌汚染対策工事も併せて民間事業者が行うことで、業務の効率化が図られるためと考えているところでございます。

項番の2は、協定により実施する工事内容でございます。

区有地全般が鉛及びカドミウムで汚染されているため、この土壌の除去及び封じ込めを行うものでございます。

項番の3は、協定範囲ですけれども、赤いメッシュで表示された箇所が令和8年度の協定範囲となります。

項番の4ですけれども、協定期間は、予算については、当初予算で計上されておりますけれども、本議案をお認めいただけましたら速やかに協定を締結いたしまして、令和9年3月31日までの期間とする予定でございます。

5ページを御覧ください。

項番の5は、協定の相手方ですけれども、現在土地を所有している事業者3社となります。

項番の6は、協定内容ですけれども、主に記載の内容となりますけれども、詳細は8ページから14ページに協定案を掲載しているところでございます。

今回の土壌汚染対策等工事につきましては、令和8年度に施行するものとなっております。協定の上限額3億5,000万円の算定根拠ですけれども、前年度実績で実際にかかった汚染土処分費に物価上昇スライドを掛け合わせた額と、前年

度実績のない工事につきましては、見積りにより算定しているところでございます。

令和7年3月に、庁内の土壌汚染対応検討会議の中で、土壌汚染対策の手法と金額について協議を行っておりまして、この際の金額と比べると今回の金額は精査によりまして、低い金額に収まっているというところでございます。

工事の発注につきましては、原則入札としておりまして、支払につきましては、汚染土の実際の排出量ですとか、地下の事象物件の有無によりまして、実際に行われた工事の実数に基づいて検査を行いまして、確認をしてお支払をすることとしております。

項番の7につきましては、地区全体の汚染対策負担範囲ですけれども、赤枠が区有地でありまして、区の土壌汚染対策の義務が生じていると考えているところでございます。

6ページを御覧ください。

項番の8は、工事内容の負担区分ですけれども、7ページの図にあります緑色の枠で囲まれた区画は、第二溶出量基準を超えた箇所になりまして、通常の30倍以上の強い汚染があるところとなっております。ここは、汚染された深さ、深度プラス1mの土壌を全て入れ替える工事が必要となります。また、その他の区画につきましては、事業者がインフラ整備のために搬出する土の処分費のうち、通常の土の処分費と汚染された土の処分費の差額を区が負担するものでございます。

説明は以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○たがた直昭委員長 それでは、質疑に移りたいと思います。

何かありますか。

○水野あゆみ委員 確認だけです。今、上限3億5,000万円というのは、低い金額に収まったということで説明ありましたので、ここは省きますけ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

れども、設計の差異とか契約期間内にちょっと間に合わなかったというようなことも聞いているのですが、その辺はどうだったのでしょうか。

○千住地区まちづくり担当部長 昨年、汚染が浅かったところの工事を同じ負担金協定でやらせていただきましたけれども、これは期限内に収まっているので、そのまま検査をしてお支払をさせていただきます。

一方で、道路の詳細設計につきましては、期間内に継承協議の関係で終わらせることができなくて、これにつきましては、補正予算の中で繰越しをさせていただきまして、次年度に持ち越し形で対応させていただいておりますので、もし、工事が終わらないということになりましたら、そのような対処が必要になってくるかというふうに考えてございます。

○水野あゆみ委員 工事の現況調書を見ても、結構工期の延伸をされたり、債務行為になったりというのが目立ったので、これは、しっかりとこの期間内の令和9年3月31日までということで協定期間を定められているのですけれども、工事完了、間に合わなかった場合の取扱いというのはどのようにされているのですか。

○千住地区まちづくり担当部長 今のところ間に合う想定なので、特に、細かな規定は示しておりませんが、協定書の中で、この疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議ということでさせていただいておりますので、状況に応じては協議をしながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○市川おさと委員 ちょっとこれは丁寧にやります。

まず、本件は、千住大川端地区A工区の道路整備に伴い、区が所有する牛田堀内の土壤汚染対策等工事について、区が最大3億5,000万円を負担する協定です。道路整備の必要性そのものを否定するものではありませんが、ただ、3億5,000万円という多額の区費を投じる以上、区有

地だから区が負担するという説明だけでは納得できないということ、これは事前に伝えていただいております。

法的根拠、他に負担を求める相手の有無、積算の妥当性、そして実費精算の立て付けの4点を中心に伺ってまいります。

まず、議論の前提として、牛田堀の土地について、区がいつ、どのような形で取得したのかを確認させてください。私の認識では、およそ30年前に国から無償で譲り受けた土地と承知しています。取得の時期と取得の形態、譲与か贈与によるものか、あるいは売買などの有償取得か、あるいは、河川の廃止に伴う廃河川地の帰属によるものかをまずお示しください。併せて、取得当時のこの土地の表示、旧河川名や旧地番が分かれば、それも示してください。

○千住地区まちづくり担当部長 市川委員おっしゃるとおり、もともと国有地になっておりまして、平成12年4月1日の地方分権一括法の施行によりまして、5年以内に譲与をするというような法律の立て付けの中で、全国的に手続が行われているところです。この当該地につきましては、平成16年4月1日に国の方から譲与を受けた土地になります。

地番ですとか、地目については、ちょっとお調べしてなくて申し訳ございません。もともと道路上になっていたところについて、そのままの形状で管理をするということで、譲与という形で引き受けているところでして、売買ですとかそういうものではなく、現状を引き続き使うということで、譲与ということで国の方から区の方に財産を引き渡していただいているというところでございます。

○市川おさと委員 要するに、この譲与ということであれば、旧民法の贈与者の責任の問題ということがあるかと思うのです。取得時に国が土壤汚染や地下埋設物、土壤汚染ですね。土壤汚染を知

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

りながら区に告げなかった事情があったのかどうかということ。この点は、後ほど詰めますけれども、ということが問われるのだろうというふうに思っています。

次に、区が負担する法的根拠と、それから原因者の求償、国に対する求償、これは事前に伝えてありますけれども、資料には、本来牛田堀の土地所有者である区が実施すべき土壤汚染対策等工事とあります。しかし、土地所有者であることと最終的に区民の税金で3億5,000万円まで負担することは、これは同じではありません。

ここで、土壤汚染対策法の構造を見ますと、この法律では、原則として土地所有者等に対策を求めますが、第7条第1項ただし書では、土地所有者等以外のものの行為によって汚染が生じたことが明らかであり、そのものに措置を講じさせることが相当で、かつ所有者に異議がないときには、原因者に対し措置を指示する仕組みを置いています。更に、第8条では、指示を受けた所有者が措置を講じた場合にその費用を原因者に請求できる定めがあります。

もっともこれは、原因者の行為による汚染が汚染であることが明らかであることや、★★の指示が前提となるなど実務上のハードルが高いことは、これは分かっています。とりわけ牛田堀は、もともとは、水路すなわち廃河川です。汚染が上流からの流入、堆積によるものか、埋立てに用いた土由来のものかといった場合には、原因者は、歴史的、拡散的で特定そのものが構造的に困難になります。

そこで聞きます。区は、土壤汚染対策法第7条ただし書や、第8条の構造を踏まえた上で、原因者への責任追及や費用請求が困難であると判断したのでしょうか。それとも、そもそもこれまでの法的検討を行っているのか、いないのか。顧問弁護士等への確認もしているというふうに聞いていますけれども、明確にお答えください。

○千住地区まちづくり担当部長 結論から申しますと、求償はできないという判断をいただいております。地方分権一括法の中で、国有地の譲与を受けるに当たりましては、大蔵省の方からその手続についての細かな通知が来ておりまして、その中で、契約書を取り交わして、それを譲与するというようなことになっておりますけれども、その契約書の中には、現状を有し今のままでお渡しするということと、あと瑕疵担保責任、今で言うところの契約不適合責任については、負わないというように書かれている中で、それを全国的に運用する中で契約を取り交わして譲与しているということなので、そこで、責任を国の方としては逃れているのかというところが1つ。

それと、そもそも譲与という財産の渡し方が民事上でいうところの契約行為には当たらないということと、民事上の不法行為が成立するかということとそれが難しいのではないかとこのところ。もし該当するとしても20年以上経過しているので、時効が成立するので、そういう意味では、求償することが難しいだろうということなのです。

あと、市川委員がおっしゃってありました原因者を特定してということなのですけれども、工場も既になく、何が原因だったのかというのがおっしゃられるとおりに難しいということと、もしかしたら、足立区全体的に土壤汚染があるので、自然由来ということも考えられますので、その原因者を特定して求償するということも難しいというところで、弁護士の見解はいただいているところでございます。

○市川おさと委員 それは困難という結論は聞きました。ただ、調査を尽くした上での結論というのは、また別物なのかなというふうに思っています。

区は、土地の利用履歴や、旧地図や登記取得時の資料、周辺事業者の操業状況、地下水の汚染状況、東京都との協議記録について、どこまで確認したのかというふうにも思います。これは、区民

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

のお金が3億5,000万円出る話ですから、事前に、やはり徹底的に調査をしてもらいたいと思うのです。求償できないという結論にすぐ飛び付くのではなくて、この調査はできるだけ尽くしてもらいたいと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○千住地区まちづくり担当部長 先ほどのお話の中で、そもそも国の方も土壤汚染を知っていて言ってきたのかというようなこともありましたけれども、実際に土壤汚染が確定したのは、令和6年に我々の方で調査をした中で分かったというところで、そもそも汚染ありきで譲られたものではないというところなんです。先ほどと同じ答弁なってしまうんですけど、時効が成立しているというところで、民事上なかなか難しいところもあって、求償については難しいかと考えているところでございます。

○市川おさと委員 国から譲与されたということなのですけども、当時の書面というのは特段のものはないという理解でよろしいのですか。

○千住地区まちづくり担当部長 先ほど申しました大蔵省の通知に基づいたやり取りとして、平成16年4月1日に手続をしたという記録はございますけれども、それ以外のものについては、特に見当たらなかったというところでございます。

○市川おさと委員 要するに、当時国が言っていたか、どうかということなのですけども、そのところは確認できないとそういうことですか。もう1回改めて返事してください。

○千住地区まちづくり担当部長 調べた限りでは、そこで土壤汚染が確認されていたということが確認できていないというところでございます。

○市川おさと委員 そういうことで、区が単独で上限の3億5,000万円を負担するという判断に至ったということですね。納得はちょっと僕もしづらいのですけれども、金額も大きいですから、そのところは、こうやって議案として出ている

段階で、ただ、ここでしかやり取りできませんから、ふだんこの委員会でやり取りする話ではないので。ふだんは、エリアデザイン調査特別委員会の方でやり取りする委員会なので、この場面でしかいろいろやり取りできないので、私もちょっと厳しく言っています。

それからもう1つ。3億5,000万円というのが上限額ということなのですけども、定額の負担ではないという理解なのですけども、協定第11条は、「甲・乙が別途協議して定めた負担額を支払う」となっています。定額3億5,000万円を支払うとは書かれていません。

そこで、端的に伺いますが、仮に、実際の工事費が2億5,000万円で収まった場合、区が支払うのは2億5,000万円という理解でよろしいのですか。

○千住地区まちづくり担当部長 おっしゃるとおりでございますが、昨年度の工事実績を確認した際に、本来協定に入っていないものまで工事の内容として入って請求してきたというのが検査の中で確認できましたので、それをはじいて、お支払したというところでございます。なので、言われたままお支払するのではなくて、工事に係る協定にうたわれている工事内容に対する費用を確認して、お支払をしたいと考えてございます。

○市川おさと委員 仮に、実費が3億5,000万円を超えた場合についても確認したいと思います。

仮に、超過分を区が追加負担する可能性があるということなのでしょうか。そして、追加負担する場合、改めて議会に報告し必要な予算措置を経るというふうに理解していますが、その辺についていかがですか。

○千住地区まちづくり担当部長 基本的に上限額を協定で結ばせていただいておりますので、それを超えるようなお支払はしないということで考えてございます。

○市川おさと委員 基本的にはそうなのだけれども、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

仮にですよ、3億5,000万円と言っても、今だって当初のもくろみの金額よりもどんどん増えていって、工事ができる、できないという話もしょっちゅう出てきているわけですから。仮に超えた場合のことを今言っているの、考えていないという答弁では、ちょっとそれは十分ではないのかなと思いますが、改めてお願いします。

○千住地区まちづくり担当部長 今のところ物価上昇スライドも考慮して予算を出しておりますけれども、それを超えるような急激な工事費の上昇ですとか、あとは、今のところ地下の支障物については、護岸がある程度埋まっているだろうということで、それを想定しておりますけれども、それを超える何か物すごいものが埋まっていた場合は、別途計上する必要があると考えておりますので、それについては補正を計上させていただいて、対応できればというふうに考えてございます。

○市川おさと委員 本件、土壌汚染対策工事なのですけれども、工事が終わったというだけでは、これは不十分です。汚染土が適正に搬出処分され、封じ込め措置が適正に実施され、将来にわたって安全が管理される必要があります。

区は、完了検査において、汚染土の搬出マニフェスト、処分証明、分析結果、施工写真、第三者機関による確認書など、どの資料を確認するのでしょうか。事業者からの報告を受けるだけなのか、区として、現地確認や第三者確認を行うのか。併せて、封じ込め工法を採用する部分については、汚染がその場に残ることになります。道路完成後、将来の掘削工事、専用工事、維持補修工事の際に、汚染土の存在をどのように台帳で管理し、道路管理者や工事業者に引き継ぐのか。将来世代にリスクと管理コスト残す以上、その管理責任の所在を明確にするべきですが、教えてください。

○千住地区まちづくり担当部長 おっしゃられるとおり、マニフェストで工事を行うことになりますので、そのマニフェストに基づいてやられている

のかということ報告により確認をすることと、あと実際マニフェストの中には、運搬については、記載がないのかというに考えておりますので、その運搬についても、実績については求めていきたいというふうに考えてございます。

今のところ、その報告に基づいた検査を考えておりまして、現地確認というのは今のところは考えておりませんけれども、何か工事の中でいろいろ支障があったり、例えば通報があったりとか、そういうことがありましたら、現地の確認等する必要はあるかというふうに考えてございます。

封じ込めをするので、汚染が残っているということなので、これについては、道路管理の中で、そこが要管理区域であるというようなことを少し示して、そこで工事を行う方々に対しては、そこがそういう要管理区域であるということが分かるようなことを少し検討していきたいというふうに考えてございます。

○市川おさと委員 さっき言ったように、管理責任の所在を明確にするべきですと申し上げましたけれども、それは、区が責任を持つという理解でよろしいですね。

○千住地区まちづくり担当部長 要管理区域に対する工事については、区道に対する工事になりますので、区の方に責任があるというふうに考えてございます。

○市川おさと委員 これで最後です。本件は、道路整備そのものに私は反対するものではありません。しかし、区民の税金を最大3億5,000万円投入する以上、私としても、負担の根拠や原因者、旧所有者、国への請求可能性、そして、積算の妥当性そうしたものを確認しなければなりません。とりわけ実費が上限を下回った場合に、区が幾ら支払うのかとか、そういったことも私たちにしっかりと示してほしかったという思いでいろいろ聞きました。

反対はするものではないのですけれども、こう

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

した懸念を申し上げましては、一通りの答弁を得たということで、このやり取りは終えたいと思います。

○山中ちえ子委員 前回の委員会でも、多くのところで、この大川端の問題は取り上げられているので、前回の議事録も見て、今回臨んでいるわけです。

ちょっと気になって、先ほどの国への求償の件ですけれども、前回区の答弁でも、この土壤汚染、カドミウム120倍、鉛については84倍ということで、一定の年数、モニタリングも必要かということも言われているわけです。

この地質というか、そこの土地を使った経歴、地歴を調べたところ、千住まちづくり担当部長は、過去にそういう操業された工場があるという、水路になっていて、その水の通り道だということがあって、調査が必要だということだということをおっしゃっていたのです。なので、国がその土壤汚染が分からなかったなんていうことは理由にならないのかというふうに思いました。なので、多分譲与のときに先ほど大竹まちづくり担当部長がお話したように、譲与のときに、国からその道路を掘削することなく、そのままその道路を使うようにという条件があったというお話もさっきあったのですけれども、それは、譲与のときに出された、国がどういうふうに区は使うべきかといった条件のところがもうちょっと知りたいので、教えてください。

○千住地区まちづくり担当部長 最初の御質問で、国の方が知っていたのではないかといいるところですけれども、基本的に、開発の行為を行う中で3,000㎡を超えるものについては、土壤汚染対策法の中で調査が必要ということで、その調査で地歴を確認した際に、そういう事実が分かったので、地歴上では白ではないというか汚染されている可能性があるということで、具体的な調査に入って、それが令和6年に分かったということなので、当

時、国の方がそれを認知していたかということ、そうではないのかというような想定でお話をさせていただきました。

もう1つは……譲与という性質がもともと道路法上の道路になっているので……道路のまま引き継いで管理していくということで譲与というようなことで、引き受けているというところがございます。

○山中ちえ子委員 でも、その譲与のときにそういうことを言われた内容があるのであれば、それをちゃんと明らかにするべきだと思うのです。譲与の性質上そういうものは出せないのだということかもしれないのですけれども、これは3億5,000万円、区民、住民の税を投入するわけですから、これは、そのときの国の責任なり、例えば3分の1でもこの間の土壤汚染対策に応援もあってもいいのではないかといいものになりますので、それは明らかにしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○千住地区まちづくり担当部長 もともと道路なので、道路のまま管理するというので譲与を受けているので、制限といいますか条件というのは特にないといいますか、道路のまま管理をするという約束で譲与を受けているというふうに認識しております。

あと、先ほど市川委員からの御質問でもありましたとおり、弁護士の見解上も、たとえ民事であっても求償は難しいということなので、あとは、大蔵省の通知に基づく契約の中でも、現状を有し、瑕疵担保責任ということが書かれているので、これについては難しいかということでございます。

○山中ちえ子委員 この土壤汚染対策に3億5,000万円ということで、区がここを担っていくということについては、責任上おかしいのではないかといいもの、この土壤汚染に対しての対策費が逆に掘削し過ぎだったり余分な処理費というのを防ぐためにも、その状態を確認し

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ながら10mメッシュで土壌入替えをやるということだと思うのですけれども、これにも経費が結局結構かかってしまうというもののなのですけれども、その辺ではどういう対策を取っていますか。

○千住地区まちづくり担当部長 資料の7ページに、その工事内容における負担区分ということで、工事のイメージがありまして、基本的にインフラ工事を行う際には、下の右側の①②と書いてあるところですが、インフラの工事をする箇所について深く掘って、そこで出てきた土を搬出するということなので、これの工事については、写真報告も受けますので、大きく削り取ったりということがないようにということで、確認はできるかと思っております。

あと、左側の第二溶出量基準につきまして10mメッシュのところにつきまして、各区画で汚染された箇所プラス1mの深度で掘っていくということなので、どこが、どういう汚染があって、どここの深度まで掘るのかということも、区画ごとに明確になっておりますので、それも写真の報告で確認をしていければというふうに考えてございます。

○山中ちえ子委員 いずれにしても、このような有害物質が出てくる掘削工事だということで、これまで国が分かっていたのだから、分かっているのだからということもありますけれども、国の責任も問えないような状況を国から言われているということでは、やはり大きな権力を持つ人たちは、自分の都合の悪いことになったらそうやって口がつぐんでしまうような……結局私たちは賛成していませんけれども、この100m超えの4棟のタワーマンション建設に、やはりやることによって、こうやって土壌汚染対策にも3億5,000万円かかってしまうというようなことでは、私たちは反対なんですけれども、こういった国と自治体が協力してというところの本来そもそもの歴史上、その土壌があったやもしれない土地をめぐって、

こうやって知らんぷりするのはどうなのかなと私は思っていますし、それをちゃんと理論立てて、その当時のメモでもいいし、その当時の譲与のときの約束、取り交わしなんかもちちゃんと請求するというのが区の姿勢にとって大事なのではないかというふうに思います。

区民の健康や命を害するようなことはあってはならないし、工事を担当する現場の方々にこの有害物質の影響があってはならないとも思いますし、その辺の対策では、また一生懸命これは予算も入れなくてはいけないわけですが、そういうアンビバレンスな状況ですが、やるからには、そういう不健康な被害を出さないようにということの真剣な思いをちょっと聞きたいと思います。

○千住地区まちづくり担当部長 工事については、専門業者が専門知識に基づいて行われるものになりますので、そこについては、特に心配はないかとは思っております。工事に当たっては、やはり安全・安心が一番ですので、特に搬出入経路につきましては、通学路になっているということもございまして、ここら辺の子どもたちの安全につきましては、事業者の責任でしっかり交通誘導ができるようにしてもらえればということで、そこら辺は、事業者にも伝えていきたいというふうに思っております。

あと、工事に携わる者ではなくて、実際に掘削等をする、やはり土壌が飛散するというようなこともありまして、郵便局ですとか北側のマンションにつきましては、土ぼこりが結構来るというような苦情もいただいているところもありますので、そういう飛散防止対策につきましても、しっかり事業者伝えて行くように取り組んでいきたいと考えてございます。

○たがた直昭委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たがた直昭委員長 他に質疑なしと認めます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

次に、各会派の意見をお願いいたします。

○水野あゆみ委員 私、もともと国から譲与されていることをちょっと知りませんでしたけれども、譲与をされたときには現況のままということで、また、瑕疵担保責任もなし、その場合も20年以上たって時効も成立しているようなことも聞きましたので、求償はかなわないということでもありますし、現在は、今、区の責任でやっていかなければならないのだことは思っておりますので、3億5,000万円は妥当な金額だと思っておりますので、賛成、可決をお願いいたします。

○ただ太郎委員 可決をお願いします。

○山中ちえ子委員 本来地下水も飲食ではないということで、地下水調査はしないというふうに言いますが、でも、これも必要かもしれないというふうに言われている中、3億5,000万円、もしかして終わらないかもしれないというようにも先ほどおっしゃられていました。掘削時に何が出てくるか分からないということで、これも、本当に今困っている世情の中、苦しい思いで暮らしている方々への本当は予算にできるかもしれないなかった3億5,000万円がこうやって使われるということで、ここへの道路に関しての予算の当て方については、整合性はあるとは思いますが、私たちは、そもそもこの100m超えのタワーマンションを4つも建てると、住民の願いから始まったものではないものに数百億円単位で入れていく、しかも、この土壤汚染対策もそうであれば国もどうかそのときの当時のことを明らかにしたりしなければいけないのに、それもさせられないというような二重三重に認められないと思います。

そもそもこの再開発には反対ですし、土地のことにも環境汚染についても、周りの人たちに飛散すると、土ぼこりが大変気になるというような苦情も今でさえあるわけですから、こういったものが飛散するかもしれないと、工事現場の人だけで

はないということでしたから、そういう意味でも私は反対したいと思います。

○市川おさと委員 先ほどいろいろ申し上げました。本議案自体には賛成と言いますが、やはり国に対する非常に納得しがたい思いというのは感じているところでもあります。また、3億5,000万円これは区民のお金がばつと出ていくというのもしようがない話なのだけれども、やはり国に何も言えない状態なのかなという思いは、強く持つところでもあります。

また、工事自体が封じ込めということも含んでおりますので、今後も長期間にわたって、区が責任を持って、この汚染の状況についてしっかりと見ていてもらいたいなということも併せて要望してまいります。以上です。

○高橋まゆみ委員 この案件、事前説明で一番思ったのは、やはり、ただより高いものはないのだなというのをすごく感じました。区民の安全はしっかり守らなければいけないので、この3億円という大きなお金ですが、これは、安全守るためにはやはり必要なかなと思いますので、次、そのようなことがないようにということで、学習しつつ、これは可決をお願いします。

○たがた直昭委員長 これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○たがた直昭委員長 挙手多数であります。よって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以下の審査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

[執行機関一部退席]

————— ◇ —————

○たがた直昭委員長 次に、陳情の審査に移ります。

本日は、新しい委員構成になって初の委員会審

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

査でありますので、継続審査中となっている陳情の内容については執行機関から、また、過去の審査状況につきましては議会事務局長から、それぞれ説明を求め、その後審査に入りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、（１）５受理番号１０ 花畑川の歴史を生かしつつ視野の広いまちづくりを求める陳情を単独議題といたします。

前回は継続審査であります。

それでは、執行機関の説明を求めます。

○道路公園整備室長 陳情説明資料２ページを御覧ください。

花畑川の歴史を生かしつつ視野の広いまちづくりを求める陳情でございます。

陳情の要旨でございますが、主に３点、１点目が歴史的価値を生かしつつ、観光資源となるよう開発してほしい、２点目が国の交付金を活用した川を生かしたまちづくりの実施、３点目が学識経験者を入れた検討委員会を設け、整備事業を進めてほしいというものでございます。

花畑川の現状でございますが、現状は記載のとおり、令和３年から工事着手をし、その１工事は令和７年度末に工事を完了し、第１弾の散策路の一部が開通をしている状況でございます。

整備概要でございますが、その１工事区間は、令和８年３月に約２５０ｍが開通し、令和１０年の富士見歩道橋開通に向け、工事を進めていくところでございます。

別紙１及び２に、現在の状況と今後のスケジュールを添付をさせていただいております。

花畑川を考える会でございますが、整備事業を進めるに当たり、地元住民、学識経験者と意見交換等を行うため、令和４年７月に花畑川を考える会を設立し、これまで１０回開催し、意見交換を行っているところでございます。

国庫補助金につきましては、整備計画事業が採択され、令和８年度工事から充当して整備を進め

ているところでございます。

以上でございます。

○たがた直昭委員長 続きまして、過去の審査状況につきまして、区議会事務局長に説明を求めます。

○区議会事務局長 花畑川の整備状況を踏まえて、今後も具体的に議論していく必要があるということから、全会一致で継続審査となっております。

○たがた直昭委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑はありますか。

○水野あゆみ委員 私、今回初の建設委員会ですので、確認を込めて陳情の趣旨を１つずつ確認させていただきたいのですけれども。

陳情の趣旨としては、花畑川の歴史的価値を生かしつつ、観光資源となるような開発をしてほしいということであります。また、国の交付金を活用して、グローバルな視点で川を生かしたまちづくりを行ってほしいということでもありますけれども、この交付金については、富士見歩道橋架け替え及び周辺護岸整備工事から、国庫補助金が充当されるというふうに書いてあります。これよろしいのですか。

○道路整備課長 国の交付金につきましては、都市再生整備計画事業というものに基づきまして、富士見歩道橋の架け替えですとか、その周辺、葛西用水親水水路等々も含めたエリアでの整備に交付金を充てる予定となっております。

○水野あゆみ委員 もう１つが各分野の学識経験者を入れた検討委員会を設け、この整備事業を進めてほしいというところであるのですが、これを見ると、花畑川を考える会というのを設立してから、地元住民、学識経験者を交えて、令和４年から既に１０回の意見交換を行っていますということで書かれているのですが、この会というのは、陳情にある検討委員会と同意と考えてよろしいのでしょうか。

○道路整備課長 考える会につきましては、川の環境の整備の専門家、学識経験者ですとか、あとは

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

デザイナーの方ですとか、それから地元の方など、そういった方たちで構成されております。その中で、検討委員会というのが考える会、私が説明した考える会というものと同じでございます。

○水野あゆみ委員 分かりました。検討委員会というのは、学識を設けて、もうしっかりやっているよということで、確認させていただきました。

あと、観光資源となるような開発とか、グローバルな視点でとか、将来世代に役立つまちづくりということで、ちょっと陳情の趣旨が抽象的な部分もあるかなというふうに思うのですが、現在、行っている工事、また、これから行っていく工事がこれらの要望にかなっていないのか、かなっているのか。この陳情者、現段階の工事について、何か課題や具体的な指摘があるのか、お伺いをします。

○道路整備課長 陳情の中で幾つかお話をいただいております。現状としましては、花畑川の散策路というものを通じまして、地域の方の憩いの場であったり、水のネットワークであったり、そういったものを目指しております。なかなかちょっとグローバルという話が大きい部分もございますけれども、まちづくりという1つの大きな視点でいけばSDGsにつながるようなそういうテーマにもつながっていくのかと思っております。

今後、考える会だけではなくて、いろいろな地域の方、また、活動されている団体の方の意見なども踏まえながら進めていきたいと思っております。そういった中で、課題であったり、そういったものも1つ1つクリアしながら進めていきたいと思っております。

○水野あゆみ委員 分かりました。散策路を生かしてとか、水のネットワークでということも伺いました。

この花畑川を考える会の意見としては、どういったことが主に挙げられているのでしょうか。

○道路整備課長 直近でいきますと、例えば令和1

0年度富士見歩道橋が完成したときに、オープニングイベントを開催してほしいということですか、実際散策路を歩いて意見交換をしたいということですか、あとは、将来的に維持管理しやすいように、シンプルな構成、しつらえにした方がよいのではないかと、そういった御意見をいただいております。

○水野あゆみ委員 分かりました。令和10年度のオープニングを目指してということで、計画的に着実に進めていかないと間に合わないのかなと思います。そういうスピード感というのも大事になってくるのかと思いますが、これは、通常計画どおり進んでいるのでしょうか。

○道路整備課長 まず、第1段階の一部区間につきましては、今年の4月に供用開始をされております。そのあと第1段階の残りの区間の工事、令和7年度から富士見歩道橋その周辺ということで事業を進めておりまして、まだ工事が始まったばかりでございますので、今の段階では、特に問題なく進んでおりますし、今後も支障がないように工事監督をしっかり進めていきたいと思っております。

○山中ちえ子委員 その1、工事の後に控えている第2段階の工事に向けてということだと思のですが、私、当時から質疑をしてきて、執行機関も第2段階では、その1工事の教訓や、また違った川づくりということでやっていきたいということも言われていたと思うのですが、その点では、各環境保護団体だったり、花畑川を考える会だったりといったところに意見を聞いて臨んでいるというふうに思っているのですが、その点では、ちょっとざっくりでいいので教えてください。

○道路整備課長 第一段階の一部供用開始を踏まえて、地域の方ですとか考える会の方、そのほかの団体の方へ是非見ていただいた上で御意見を踏まえまして、第二段階に生かしていきたいと思

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

っております。

- 山中ちえ子委員 第三段階を残して、第二段階の区域があるということで、第三段階は次の段階からその構想を踏まえて、第二段階をつくっていくということを考えていると思うのです。一番当時から言われていたのは、この道路を挟んですけれども公園があります。公園とネットワークで、にぎやかさを出せるような、かわまちづくりをしていきたいというふうに区も変わっていったのですよね。だから、その第三段階のところが一番大事になってくる。中川の護岸だったり、今、やはり環境保護の意味では、自転車を応援していこう、自動車量ではなくて、自転車でと言った自転車通行レーンもすぐ近くの同じ並行して走っている道路では、整えていこうと優先整備していますし、そこつながった形で、第三段階のかわまちづくりを考えると言ったことを踏まえて、第二段階をつくっていくということも、おっしゃられるのかと思ったら、なかなかそういうことがなかったので、ちょっと確認したいのですけれども、どうでしょうか。
- 道路整備課長 今回、第一段階、第二段階、第三段階というふうに分けて工事をする予定となっております。全体的な同じ花畑川の散策路となりますので、同じコンセプトに基づいて、一体的なしつらえというのは基本にはなっておりますけれども、ただ、せっかく段階に分けて工事することになりますので、第一段階を踏まえて第二段階、第二段階を踏まえて第三段階、そういった進め方もできるのではないかと考えておりますので、地域の皆様、議会の皆様、丁寧に意見を聞きながら進めてまいりたいと思っております。
- 山中ちえ子委員 であるならば、3月の委員会の議事録で出ていたのだけれども、専門家の意見を聞いて、観光地まではいかないけれども多くの人たちに楽しんでもらえるような中心にしたいと。その中で、川幅のことも今回考えて、要するに歩

道の幅を取り過ぎなのではないかといった指摘がずっとあって、歩道と桜並木を楽しみながら川の環境保護も、要するに、水害時もきちんと貯留できる容積が保てるようなものにといったことを鑑みて答弁もしてくれていて、今やっている1期で、このあと単調な川づくりではなく、整備の在り方も含めて、検討していきたいと言っているのですよ。なので、今のだと一体的な川づくりというふうにおっしゃったので、違うと思うのですけれども。

- 道路整備課長 団体の方からも含めまして、川幅のこと、例えば変化を持たせたら面白いのではないとか、そういった生物のすみかですとか、そういったお話もいただいております。いろいろな御意見ございますので、1つ1つ意見きちんと耳を傾けながら、川幅をどうするかですとか、そういったことも含めて、検討をしてみたいと思っております。

- たがた直昭委員長 他に質疑なしと認めます。

次に、各会派の意見をお願いいたします。

- 水野あゆみ委員 今もう工事が進められている中で、地域住民の方や考える会の方々、令和10年度に向けて、本当に早期の完成を望まれているのかなと思います。散策路ですとか水のネットワーク生かしたようなそういう計画になっているのかと、この計画を見る限りでは思っております。また、国の補助金についても充当されていて、学識経験者の御意見であったり、あとは、また今、川幅のことも含めて、またしっかり丁寧に皆さんの意見を伺いながら進めていただけるということでもあります。

陳情としては、ほぼほぼ願意も満たしてきているのかとは思いますが、丁寧に進めていただきたいという思いもありますので、今回は継続をお願いいたします。

- ただ太郎委員 継続です。

- 山中ちえ子委員 これまで花畑川は、流域治水と

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

は関係ないというような答弁をされているのだけれども、でも、やはり水を事前に最低限に抑えるといった区の考え方は一致していると思うのです。ですから、やはり花畑川には、どこからも流量導入がないから上だけの雨だけだからということで、別に容積量を少なくしてもいいのだといったことで、今回第一段階がその1工事は狭くなったわけだけれども、やはりそれを見直していこう、それから運河の形状も生かしていこうといった前回委員会でも確認しましたが、区のスタンスが少しずつそういうふうに変ってきている段階でありまして、やはり貯留施設もつくっていこうといった各自治体の努力なんかも見ていると、やはりこの花畑川の問題は、地域の内水氾濫しやすい状況の土地柄だったりといったところも絡めながら、よりよい災害に強い、そして環境もいい、そして、かわまちづくりもとてもいいというような整備に第二段階からはしていってほしいと思いますし、頑張してほしいと思います。そういう意味では継続です。

○市川おさと委員 継続。

○高橋まゆみ委員 継続です。

○たがた直昭委員長 これより採決をいたします。

本件は、継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○たがた直昭委員長 御異議ないと認め、継続審査と決定いたしました。

次に、(2)5受理番号47 花畑二丁目住宅地にある違反生コン工場の早期移転実現のため是正命令や工場への指導等を求める陳情を単独議題といたします。

また、報告事項(9)花畑二丁目生コン工場への対応状況についてが本陳情と関連しておりますので、併せて説明をお願いいたします。

○建築室長 それでは、陳情の資料8ページをお開きください。

件名、所管、部課名につきましては記載のとおりでございます。

陳情の要旨でございますが、1、生コン工場の早期移転のために、建築基準法に基づく是正命令を含め、あらゆる方策を考えてください。以下、2つ挙がっております。

陳情の物件は、足立区花畑二丁目4番17号に所在地でございます。現在の状況については記載のとおりで、現在も操業しているところでございます。

それから、9ページに経過がございます。昭和30年代から本工場が始まりまして、10、11、12、13、ページ数12ページをお開きいただきまして、本陳情が下から4行目の令和5年1月16日この時点で、陳情を受理したというところでございます。

次に、14ページをお開きいただきまして、現在のところ、実は、5月13日に騒音測定を実施させていただきました。その内容につきまして、お手元の報告資料39ページの方をお開きいただいて、御説明申し上げます。

件名、所管、部課名については記載のとおりでございます。

現地の調査についてでございます。

搬入車両等の状況について、本年の4月23日に行いました。私ども開発指導課の職員が現地調査を行い、実施したところでございます。記載のとおりでございます。位置図につきましては、下の1街区で、公園の南東側に位置しているところでございます。

40ページでございますが、工場周辺の騒音測定の状況でございます。4か所で測定し、記載のとおりでございます。休日・夜間の騒音についても5月22日測定させていただきました。

是正計画書の取扱いでございます。令和8年4月17日に是正計画書の内容について、弁護士に相談したところ、是正計画の内容を外部へ示すこ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

とができないとの判断は妥当であるとの見解をいただきました。

なお、是正計画においては、令和10年3月を目途に、違反を是正することとしております。

今後の方針でございますが、近隣への環境測定、安全対策を引き続き努めるよう指導していくものでございます。

私から以上でございます。

○たがた直昭委員長 続いて、過去の審査状況につきまして、区議会事務局長に説明を求めます。

○区議会事務局長 本陳情につきましては、継続審査を主張する委員と採択を主張する委員が同数となり、委員長裁決により継続審査となつてございます。

以上です。

○たがた直昭委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑ありますか。

○水野あゆみ委員 これも1つずつ確認をさせていただきたいと思ひます。

陳情者からは正命令含め、あらゆる方策を考えてくださいという陳情の趣旨でありますけれども、9ページから今までずっと昭和30年代からの経緯を見ますと、区は、平成15年から工場に対して、あらゆる角度で指導してきています。現在まで、工場側として、この区のやってきた指導に対しては、是正の努力というのはされてきているという認識でよろしいでしょうか。

○開発指導課長 工場側からは、違反というふうに認識をしていただきながら、環境対策であったり交通量対策とか、取り組めるものを取り組みながら工場として対応を考えてきているというふうに考えております。

○水野あゆみ委員 分かりました。また、2022年から3年以内に是正計画が作成されるよう工場に対して、指導していただきたいということで、この経緯を見ますと、提出は少し遅れましたけれども、今年1月に是正計画が区に提出されたというふう

に書かれております。5月の工場側との面談を含めて、半年ほど経過したと思うのですが、現在までの進捗についてはいかがでしょうか。

○開発指導課長 令和8年1月に是正計画が提出を提出していただきました。現在、半年ほど経過しましたけれども、その計画に記されている対応に即して、工場側の方も取り組んでいるというふうに、こちらの方としては考えております。

○水野あゆみ委員 恐らく移転に向けて動いているという認識でよろしいのでしょうか。

○開発指導課長 具体的に、そこまでは何とも言えないところあるのですけれども、私の方の対応としましては、違反項目が是正されるという形で、今取り組んでいるという状況でございます。

○水野あゆみ委員 区としても、言えないという部分であろうかと思ひますので、是正されるという方向で対応していただけるということで確認ができました。

3番のところに、区画整理時の区や都の責任を明らかにしてくださいということなのですから、ここで言う区画整理というのは、いつ実施されたのか教えていただければと思うのです。

○開発指導課長 こちら経過のところに記載もあるのですけれども、平成7年に換地設計の発表をされて、こちらのところになっております。

○水野あゆみ委員 換地の設計というのが区画整理に当たるということでもありますけれども、これは、平成29年に都に対して、この区画整理事業に関する情報提供を依頼したというふうに載っているのですが、その内容とともに、区と都の責任については、どのような認識だったのでしょうか。

○開発指導課長 今回の生コン工場につきましては、建てられないものを平成14年に工場拡張等をしておりますので、内容的には、工場側の方が責任を持つというような形で、区と都の責任ではないというふうに考えております。

○水野あゆみ委員 分かりました。昭和30年とい

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

うのは、建築基準法前にそもそも建てられたものであったけれども、その後、増設、増築をされてしまって、それが違反に当たるのだということだと思います。その件に関して、区と都の責任はないということで、お伺いをいたしました。

今回出された是正計画の進捗については、今後どの程度の頻度で工場側から報告をいただくのでしょうか。

○開発指導課長 今考えているところにつきましては、3か月に一度は状況確認をさせていただきながら、工場側の方には、早めに何が出せるもの、示せるものがあるのか、ないのか問合せしながら対応させていただきながら、公表できるものがあればこちらの方に示していきたいと思っております。

○水野あゆみ委員 分かりました。是正計画の進捗、この委員会でもしっかり御報告いただけると思うので御報告いただきながら、近隣住民の方たちも騒音というところと安全対策ということは、もう本当に訴えられているところですので、そこをしっかりと今まで以上に配慮させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○開発指導課長 地域の方との面談もさせていただいております。やはり地域の方も心配しておりますので、なるべく早く地域の方が安心できるように取り組んでいければと考えております。

○市川おさと委員 ちょっとまたこれも丁寧にやります。

私は、委員会では、本陳情について採択を主張しております。理由は、是正計画書に違反の解消と記されており、私は、それを少なくともこの場所での現在の生コン工場としての事業終了、すなわち営業停止又は移転を意味するものと受け止めたからです。区の出組を応援したいという立場は今も変わりません。だからこそ確認します。

令和10年3月を目途とする是正とは、この場所から生コン工場がなくなること、営業停止又は

移転を意味するのか。それともそれ以外の形でも是正とされ得るのかについてお答えください。

○開発指導課長 今回は、生コン工場が用途地域違反となりますので、生コン工場がこの用途地域の中から是正されるという内容になっております。

○市川おさと委員 令和10年3月時点で、この場所で生コン工場としての操業は続いているのか、いないのか、一言でお答えください。

○開発指導課長 違法行為が是正されるというところで今進めております。

○市川おさと委員 ちょっと微妙に、言質取られないように答弁しているのかと。

私は、今の発言は、少なくとも令和10年3月時点では、この場での生コン工場の操業は続いているのだというふうに、私の心の耳では受け取った次第であります。

ただ、違反を解消ということなのですから、住民にも議会にもそれだけでは分からない。要するに、住民の方も含めて知りたいのは、令和10年3月以降もこの場所で生コン工場として操業が続く余地があるのか、ないのかということです。私は、違反の解消を少なくとも現在の生コン工場としての操業終了を意味するものと受け止めて、区の出組を応援すると申し上げましたが、その前提でよいのかどうか。また改めてお答えください。

○開発指導課長 こちらは用途地域違反になっておりますので、生コン工場が是正されるという内容でございます。

○市川おさと委員 次に、令和10年3月の期限は本当に実効性があるのかについてお尋ねします。

資料では、区は、令和4年に、3年以内すなわち令和7年10月までに是正計画を作成するよう文書で指導していたにもかかわらず、期限までには是正計画が提出されず、その後措置命令を視野に強く指導して、令和8年1月によりやく提出されたとなっています。つまり最初の期限は一度守ら

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

れなかったわけであります。今回、新たに令和10年3月という目途を示されておりますが、今度は、何をもって期限遵守を担保するのか。令和10年3月に間に合わない兆候が出た場合、どの時点で、どのような行政指導に移行するのかということです。

数十年指導してもなお違反が続き、最初の期限も徒過した、次の令和10年3月も徒過した場合、区はまた指導続けるのか。それとも建築基準法9条に基づく措置命令や、使用禁止命令を現実の選択肢として検討するのか。区は、措置命令という権限を今も持っているという認識でよいのか、お答えください。

○開発指導課長 まず、期限の方でございます。確かに令和4年のときに3年以内というお話で説明させていただきました。こちらの方は、区の方から事業者側の方に3年以内で出してほしいというところで指導を続けてきたところでございますけれども、今回、相手方事業者側から、来年の3月を目途に是正をしますという内容でございますので、ちょっと区側というよりは、事業者側の意思というふうに認識しておりますので、そちらの方を進めていければと思っております。

また、それが守られなかった時の話でございますけれども、定期的に事業者側と話をしながら、もし計画がずれるような形になったときに、計画をほごするような形であれば、昨年12月に委員会の方に説明させていただきましたけれども、9条の内容を基に、対応を考えていかざるを得ないかというふうに考えております。

○市川おさと委員 そういうことでいいよね。

次に、是正計画の開示についてです。内部については、企業秘密や事業者の経営情報に関わる部分があり、全文を外部に示すことは難しいという説明は理解しております。しかし、企業秘密を出せと言っているのではありません。私が確認したいのは、令和10年3月までに、いつ、何が、ど

の段階まで進むのかという工程の骨格です、工程の骨格部分。全文を出せないとしても、工程表、マイルストーン、令和8年度、令和9年度、令和10年度3月まで何を行うのかという概要版は出せるのではありませんか。これは、議会が検証できる形で提出すべきではないのかということをお尋ねします。

○開発指導課長 こちらの方でございますけれども、1つは、工程表でございますけれども、相手方に示せるものがないのか、若しくは、やはり議会の中でも、そういう意見をいただいているという形で相手方に伝えてございます。早めに出せるものをいただければ早急にこちらの場の方に報告させていただければと考えております。

○市川おさと委員 企業、向こうの事業者にぶん投げて、出すと言ったら出すというふうに、向こうが出すと言ったら出すというふうに聞こえたのですよ。やはりこれは、区としても相当強く、その是正計画の内容全部出せと言っているのではなくて、あらあらの工程表ぐらいは出せということで、ちょっと強くきちんとやってもらいたいと思うのですけれども、いかがですか。

○建築室長 私も5月に社長と工場長にお会いさせていただきました。そして、やはり議会の方からも強く、一番お困りなのは近隣の方、我々もこの昭和30年からずっと来ていたという経緯もありますので、2年延ばしてくれと言ってもやはりそこは、計画の内容をお示しできるときにはお願いをしているとともに、私どもあまり強くというか指導という言葉を使うといけないのですけれども、そういうのを開示して、住民の方に早くお示ししてほしいということは、強く社長の方にもお話しております。また、頻繁に私も会うようにいたしますので、なるべく私どもも出したいという思いがありますので、それには、やはりお会いして強く説得して、地元の皆様、議会の方にも御安心いただくということをしておりますので、しばしお

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

時間をいただければと思っております。

○市川おさと委員 分かりました。稲本建築室長がそこまで言うのなら、非常に期待して待ちたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、是正までの騒音・振動対策について、もうこれは何度も出ていますけれども、資料では、令和8年5月13日の騒音測定で、北側道路73デシベル、西側道路63デシベル、南側道路55デシベル、東側道路56デシベルと、いずれも規制基準値50デシベルを超過しています。もちろん道路交通法も含まれる値であることは分かっていますが、しかし、住民が日常的に受けている騒音環境として基準超過が出ていることは、重く受け止めるべきです。

区は、この測定結果をどう評価しているのか。工場由来の騒音と、それから道路交通音を切り分けるため、工場稼働時、非稼働時、搬入・搬出時、通学時間帯、休日・夜間など条件を分けた測定を行う考えはあるのか、お聞かせください。

○生活環境保全課長 市川委員おっしゃるとおり、測定は5月13日に行いまして、昼間の時間については、当地域の基準を超過していたという状況でございますが、おっしゃるとおり、道路からの騒音も拾っているというところがございますので、今現状は、従前から行っております工場内敷地内での車両の最徐行等を確認をし、引き続きこの指導を続けてまいりたいというふうに考えております。

○市川おさと委員 直ちに、工場だけが原因とは言えないと思うのですよ。ただ、是正まで令和10年3月まで時間がかかると。その間住民は、騒音、振動の影響を受け続ける。定期測定、測定結果を住民への公表、工場稼働時と非稼働時の比較、搬入・搬出時の時間、こうしたものを丁寧な見直しを事業者に改めて求めるべきかと思うのですけれども、いかがですか。

○生活環境保全課長 周辺住民の被害に関しまして

は、ある意味、苦情の件数を一定の指数としております。今現在におきましては、振動の苦情、それからちょっと原因不詳な粉じんの苦情が来ているというところがございますが、騒音については、今後の動向を見極めながら、件数が多い場合については、そちらの方針も検討してまいりたいというふうに考えております。

○市川おさと委員 また、通学路や交通安全対策、これも誘導員配置ということなのですが、それだけで果たして足りるのかと。誘導員がいるかどうかということだけではなくて、住宅地の中で、児童・生徒、通勤者がミキサー車や砂やセメント等の搬入車両が同じ時間帯に重なること自体がリスクであると考えます。

区は、通学時間帯における大型車両、工事関係車両で出入構をどこまで制限するよう指導しているのか。誘導員を置けば足りるという認識なのか、お聞かせください。

○開発指導課長 こちらにつきましては、大型車両、砂利の搬入等につきましては、通勤・通学時間帯には行わないという形で対応させていただいております。

また、交通誘導員につきましても当初は1名だったのを今度北側、西側というような形で2か所2名ずつという形で対応させていただいたりしておりますので、また、何か追加的なものがあれば、事業者側の方に要望させていただければと思います。

○市川おさと委員 最後です。

陳情項目3について聞きますけれども、区は、資料の中で工場が建てられない地域であるにもかかわらず建設された責任は、法に反して建設を行った建築主等にあるという整理をしています。しかし経過を見ると、平成7年11月に東京都が現位置換地を発表しています。つまり用途違反の疑いがある工場が結果として、用途違反の場所にそのまま換地されたという経緯があります。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

区は、平成31年に、東京都第一市街地整備事務所へ工場の換地や現位置換地に関する情報提供を依頼したとされています。その回答内容はどうか、これが1つ。

当時の土地区画整理審議会では、用途違反の問題をどのように扱われたのか。責任を建築主だけに帰す前に、東京都、区、区画整理の事務上の検証を行うべきだとは思いますが、いかがですか。

○開発指導課長 区画整理につきましては、その当時組合施行の中で、現地換地されているというところになりますので、こちらの方につきましては、今のところ対応はできないかというふうに考えております。

○市川おさと委員 それだけですか。対応できないで終わりですか。

○開発指導課長 ですので、今現在、対象住居地域内でのセメント工場になってしまいましたので、早急に期限内に違反是正ができるように努めてまいりたいと考えております。

○市川おさと委員 そもそも話になりますけれども、なぜ、住宅地の中に違反状態の工場が残り続けたのか。その制度的な経緯を検証しなければ、同じことを繰り返してしまう、そんなふうにもまた心配をしています。当時の換地判断について、区が把握していた内容について、改めて説明することとはもう不可能なのでしょうか。

○副区長 平成29年当時も、その前から東京都の方にはこの件について、どういう経緯でそこが現地換地になったのかということの問合せをしましたが明確な答えがなくて、その原因というのが究明されてきていないという状況で今に至っているところでございます。

○市川おさと委員 これ以上言ってもしょうがないから切り上げます。

私は、これは採択を主張しておりますけれども、区が是正計画を受け、違反の解消に向け動いていることを評価します。その取組を議会としても後

押しをするべきだと、そのような思いで私は、採択を主張しているところであります。

しかし、今日確認したというのははっきりして、令和10年3月の是正とは、この場所での生コン工場としての操業終了を意味するののかどうかということ、第二に、一度期限を徒過した中で、次の期限をどう担保するのかということ、期限が守られない場合、措置命令を含む対応に移行するののかどうか、これは移行するということなのですが、そうしたことについて、いろいろお尋ねしました。

区を取組を私はしっかり応援しつつ、実効性を確認しなければいけないというふうにも考えております。このやり取りは今回これで終わりにしますけれども、引き続き強い気持ちで、相手方もあることですけれども、強い気持ちで、区民のためですから、区民のためにしっかりと、今までどおり頑張ってもらいたいということを強く要望いたします。

以上です。

○ただ太郎委員 この件は、非常に時間をかけて議論されてきた経緯があると認識をしております。私もざっくりと議事録拝見させていただいたけれども、まずもって、是正計画2年後出すよということ、1つの区切りになるようなそういう期待が出ているのかと思いますが、しかしながら法律家の先生との相談の中で、今、出すタイミングではないよというような、何だろうと大人の事情があるのか分かりませんが、そういった中で、しかしながら2年後は是正計画完結をするという1つの区切りができるのかと御期待を申し上げるところなのです。

これまで騒音に対してなのですけれども、これは初めてではないと思うのですけれども、これまで騒音については、いかがな状況だったのか。また、その騒音に対しての対応というのはどのようなことをされてきたのか。改めてお伺いしたいの

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

です。

○生活環境保全課長 当課の方の騒音測定、それから工場側が毎月測定をして、それから3か月ごとに提出してくる測定の結果を見ましても、大体同じような形で、当該地は、四方を道路に囲まれておりますが、やはり道路に面しているところについては、60デシベル、70デシベルという形で、50デシベルの基準値に対して、基準値を超過しているという状況でございます。私どもは、その指導に関しましては、とにかく車両が振動・騒音を巻き起こすものというふうに考えまして、工場内には、車両の最徐行を行うようにということで繰り返し指導を行っております。

○ただ太郎委員 そうなりますと、この騒音というのは、車両の音ということで、工場の何か生コンをつくる際の音とは別で、基準値を超えているというところに関しては、全部トラックだったり、車の音ということでよろしいでしょうか。

○生活環境保全課長 当課に届いておりますのにつきましては、振動についての苦情も届いておりますが、それは基準値以下ということで、施設から出ている音もあるのかもしれませんが、基準値を超える振動にはつながっていないという状況でございます。騒音については、車両のものと考えております。

○ただ太郎委員 車両だけですか。車両が高いのですか。

○生活環境保全課長 車両だけのものと考えております。

○ただ太郎委員 単純に基準値が50デシベルなのですよ。それを超えているわけですよ。苦情の数がどうのこうのと言いましたけれども、例えばその隣に住んでいて騒音が気になる、そういったときに、御自分が隣にすぐ住んでいたらすぐ対応してもらわないと困りますよね。そういった中で、夜間の測定結果も出ていますけれども、これは工場側で測った数値ですよ。そういった

辺りから、何で区側がちゃんと自前で調査しないのか。ちょっと疑問なのです。工場側が測定してくださいねとお願いして、工場側から来たものを用いまして、資料をつくること自体がちょっとその辺りも自分で、役所の方でしっかり対応すべきことなのに何でやらないのかと思うのです。

○生活環境保全課長 今、工場側から出てきていると申しましたのは、1つのデータということでございまして、もちろん区側も開発指導課の現地確認の際に、周辺の騒音は測ってございます。それが報告書に載っている騒音の数値になっております。

騒音に関しましては、当課の方には、苦情の件数が多いから少ないからということで、対応を分けるということとはございません。騒音がちょっとひどいのだけでもということであれば現地に行つて、騒音測定して、超えているようであれば行政指導と、それから超えていないようであっても、当企業に対して申入れということを行っておりますが、当課に対しましては、近年、騒音に対する苦情が来ていないということで把握をしております。

○ただ太郎委員 夜間についても区の方で測っているということですか。今回の資料に載っているものが工場側が図ったものだということなのでしょうか。

○開発指導課長 今回の休日・夜間については、これまで測ってはいませんでした。前回のときに、工場が止まっていたとき、若しくは夜間のときの騒音というのはどうなのかというお話があったものですから、工場側の方で測った数値を今回の場合記載させていただいたというところでございます。

実際のところ、工場を稼働していないときでも、車両を洗う水槽の機械とか、一部稼働しているところもあるので、そういったところの騒音も含めると、こういう数値になるよということで、こち

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

らに関しては、工場側のものを参考に載せていた状況でございます。

○ただ太郎委員 大手の車メーカーでもいろいろ自主測定ということに関しては、非常に問題もあつたりしているわけで、しかも区の陳情の数値でありますから、本来であれば、その方でしっかり自前で測定して、その数値を公表していただきたいというふうに思います。

また、それと同時に、やはり基準値を超えているのであれば、もうこれはシンプルに駄目なものは駄目なですよ。だから、対策してくださいね、指導はしていますよ、それは役所の仕事としてそうかもしれませんけれども、具体的に、だって何も変わっていない中で、指導していますよというのは、やはり地域の皆さんからしたら、役所は仕事しているのかと思われても仕方がないのではないかと思います。

民間のやっていること、やることにどこまで踏み込めるかということもあるし、指導以上のこと何ができるかということもあると思うのですけれども、駄目なものは駄目ですよ。これはしっかり対応していただかないと。特に、夜間の静けさというのは、非常に健康にも影響があるところだと思いますし、苦情が少ないからというよりも、単純に基準を超えているわけですから、苦情がないからいいのではないのかということでは、理解を得ることはできないと思いますが、最後に、その辺りをお聞かせいただきたいと思います。

○副区長 これまでも区が測定する場合と、定期的に事業者で自主的に測定する場合と両方やってまいりましたけれども、今ほかの委員からもありましたとおり、どういう状態、どういう騒音があつて、何が原因なのかというのをやはり明らかにしていく必要があるというのは、十分私たちも今感じております。そういった意味で、自主的な測定は自主的な測定でやっていただくのですが、時間帯による測定、例えば工場がやってないときの騒

音とやっているときの騒音の違い、そこも区として測定をさせていただくと、それと前は、朝、砂利が落ちるときの音がすごい高いというようなこともありましたので、今少し改善されたようですけれども、その辺も改善されているのかどうか、それを測定をさせていただいて、そしてまた、議会の方に報告をさせていただきたいと思います。

○山中ちえ子委員 騒音測定の話、今おっしゃっていたので、区が工場側にしっかり調査をするようにというふうに言ったことがやはり逆に前進なのです。工場側もこうやって夜の値も提示してきたということでは、夜の騒音値は、先ほどおっしゃったように、初めてですよ。やはりサイロをきれいにするときの音がするわけです。工程ごとに音があつて、やはりそれが夜だったりもする、夕方の静かな花畑は通常自然が多いところですから、とても静かなのですけれども、そういう音が目立つというようなことだったりなのです。だから、住民にとっては許容範囲以上の大変さが被られているわけです。

ですから、だからやはり違反が8つ抱えられているという工場を、行政、執行権を持つ足立区しかそれはできないという使用禁止命令を直ちに出すということが求められているわけなのです。だから、そのところでは、そういったことがありながら、この考える会の住民は、区もその当時の区の職員ではない中で、一生懸命やってくれるように、いろいろな方法をもって、この対策をしてくださいというような陳情が出ているわけです。

そういう中で、3年をめどに出してくださいと言ったものがその3年間で、どういうものを出そうとしているのかとか、その3年後に完結するのかとか、そういったことを1つも交渉したり、確認してこなかったということが今回の存続宣言計画書を出したもののことを言っているのですけれども、そのときのことを見ればそういうことだったのだと。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

さっき言ったように、今回は違うのですと、工場側が宣言してきたものだから、それが実現されないことはないのですというようなことで、開発指導課長おっしゃっていたのだけれども、だから3年後に是正しますというようなことを言われていたのにやれなかったというのは、ただ、区がそれを一方的に押し付けているだけ。でも、今回は、2年というめどでやりますと工場側から宣言してきたものだから、これは信じられるのですということをおっしゃった。だから、やはり3年後に出しますよと言ったものを完全に一方的なものだったということの反省をもって、今回2年後の是正をするといった計画の内容をチェックしていかなくては行けないと、そういう認識はあるのですか。

○開発指導課長 山中委員のおっしゃるとおり、前回正計画の提出は3年という期限が区の方から示したけれども、それが守られなかったというところ。今回2年という形で、相手側から出てきておりますが、そちらの進捗につきましては、定期的に相手側の方と面談をしながら、それが確実に履行されるのか、また、地域の方も心配していますので、そちらの方を早めに公表できるものがどういうタイミングで出てくるのか相手方の方に伝えて、皆さんの方の安心につながるように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○山中ちえ子委員 だから、全てのものが明らかにされることをお願いしているということとともに、やはりそれだけではなくて、先ほども出ておりましたが、工程をちゃんと示すとか、区がどのぐらいの目標を持って、この時期までには具体的なものが出てくるとか、この期間までには住民側に説明するとか、この期間までには移る先の具体的な計画が出てくるとか、区の目標があってもいいのではないですか。それを明らかにしてください。

○開発指導課長 国の最終目標は2年後の違反行為の是正になりますので、そのステップにつきまし

ては、出せるものを早めに事業者の方から入手して、そちらの方で皆様の方に公表していきたいと思っております。

○山中ちえ子委員 だから、繰り返しになっちゃうのですけれども、3年後に出てくるというものが存続宣言だったということの反省に基づいて、今回の2年後にと言ったものは、区がどの程度に、どういうふうなことをしてもらおうというような目標に立っていますよということを議会では明らかにできるでしょうと。それは、工場側のセンシティブな内容ではないからということを知っているのです。

○開発指導課長 あくまでも工場側の方としましては、2年をめどに違反項目を是正していくというところで、まだ具体的な細かな数字までは公表できませんけれども、早急に皆さんに安心できるように努めてまいりたいと思います。

○山中ちえ子委員 最後です。それで、先ほどそういうふうにおっしゃる、同じこと繰り返すわけだけれども、こちらでやはりきちんと主体的に相手側と交渉している中で、例えば半年までにこういうふうにと言っていたのに、これができなかった、それは延長するのですというふうに工場側から例えば来たときには、是正命令指導の期間を短くしますよとか、2年ではなくて1年にしてもらえますよとか、こちらのペースでしっかりと工場側と交渉していくことができるわけですね。2年後を待たなくても。そう思いませんか。

○建築室長 あくまで、まだ9条を使うというところまでは至っていない判断で、3年待って出てこなかった、それに対しては、非常に我々も遺憾に思っています。ただ、私どもがやはり民間企業に対して、地域の方のお気持ちもありますけれども、やはり事情を酌んであげて、是正を指導していく、お願いをしていくといったところで、今、了解をいただいているところでございます。

過去に、当人たちも違反であるという認識は持

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

っていますので、そこで、私どもがいついつまで
にやりなさいというところまで本当はやりたいの
ですけれども、何でしょうか。2年でそういう建築
基準法違反をなくすとそういったことをはっきり
言っていますので、私どもは、そこを再三申し訳
ないですけれども信じて、この地区をよくするた
めに努力していきたいので、私どもからいついつ
までに何をするようにお願いをするというところ
までは、ただ、再来年の3月の前の1月にやめま
すよとか、仮にどうしますよとか、それはちょっ
とないだろうと。当然2年待つけれども、その2
年前の1か月、2か月前にそういった計画を出す
というのはちょっとそれは失礼でしょうというお
話はしていますので、繰り返しの答弁になります
けれども、できる限り開示するように、また、指
導の方は頑張っていきたいと思っております。

○高橋まゆみ委員 私、2年前に建設委員会をやっ
ていまして、そのあともこの建設委員会をずっと
傍聴しながら、この件を見守っていたのですけれ
ども、恐らく皆さんは正計画が出たということで、
行政側はすごく喜んでいらっしゃるのかと思うの
ですけれども、私、はたから見えて、この2年
間住民の方は、やはりずっと苦しんでこられたの
ですよね。だから、実際全然喜ばしいことではな
いと思っています。

日常的にかかるストレスも相当なものだと思う
のです。令和10年の3月にやっと結果が出ると
おっしゃっているかもしれませんが、住民
の方からしたら、まだ令和10年の3月まで我慢
しなければいけないのかというところになるかと
思うのです。これまで、夜間というのは、全然出
てきていなかったと思うのです。この10時半頃
にやっているところなのですが、夜の10時半
にこの音がするということがちょっと信じられ
ない。なぜなら私たち選挙だったりそういったと
きに、夜の8時までしか音を出してはいけない、
それはなぜかと言ったら、単純に迷惑だからです

よね。それがこの10時半にこのような音を立て
る、令和10年を待たずに、ここは絶対是正しな
ければいけないところなのではないですか。いか
がですか。

○開発指導課長 今回、この夜間の騒音につきまし
ては、前回のときに、工場が動いていないとき、
実際音がどうなのかというところもあったので、
工場側の方でちょっと測っていただいたものを確
認させていただきました。こちらについては、工
場音ではなくて、多分通行音とかという状況もあ
ると思います。そちらにつきましては、私もちょ
っとこの時間、今度確認しに行ってみたいと思
います。

○高橋まゆみ委員 行政の方たち、もう本当に大変
だと思うのです。それまでもがいろいろな現場に
足運ばれて行かれていたと思うのですけれども、
もう1つ言うと、私は、この令和10年3月をな
ぜ信じるのかなというのがすごく不思議なのです。
というのは、やはり前回もう1回、こちらはだま
されているわけです。延ばし延ばして何年も来て
いるわけです。だから、せっかくこの令和10年
の3月というのが出てきたのだったら、またそこ
を待たずに、今度これを破ったら、今度は待たな
いで、いきなりこういうことになりますからねと
いうのは、今約束するべきだと思うのですけれ
ども、いかがでしょうか。

○開発指導課長 今お示しできるのは、令和10年
3月に違反項目を是正するという内容でございま
す。ただ、その是非計画の中では、いろいろな取
組を行っていきますよという形の中で、最終的に
違反項目が是正されるという内容になっておりま
すので、今は、取り組んでいる項目そちらが順調
に進んでいるのかどうかを確認させていただいて
いる段階かなと。

ただ、やはり公表できるものが出てくれば、い
つまでにこういうことになっているよねとか、こ
ういうタイミングですよというものが出来れば、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

もうちょっと具体的にお話ができる、タイミングが出てくるかなとは思いますが、今のところは、最後の令和10年3月ここを目途という形で回答させていただきます。

○高橋まゆみ委員 そうなのですよ。だから分かるのですけれども、これは住民の人たちにとって、かなりきついと思います。なので、是非かなり厳しいことも提示して、本当にこの令和10年3月を守らせるというところをもうちょっと考えていただいて、それを住民に示せるように、そうするともう少し住民の方、日々ですから毎日のことなので、気持ちが違うのではないかなと思うので、これはお願いしたいと思います。

○たがた直昭委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たがた直昭委員長 それでは質疑なしと認めます。

次に、各会派の意見をお願いいたします。

○水野あゆみ委員 周辺住民の方からしたら、もう本当に一日も早い工場の移転を望まれていると思います。先ほども申し上げましたが、騒音対策、また安全対策をしっかりとやっていただきたいと思います。

その上で、是正計画というのは、本当に時間を要するものだと思いますし、工場側も実行に向けて、今現在努力をされているということも今伺いをいたしました。

その上で、令和10年3月までに是正計画が実行されなかったときには、第9条の内容を基に、区も強硬な対応をするということも今伺いましたので、基本的には、陳情者が望まれている早期移転がかなうように、今後も経過を見守りたいと思いますので、継続をお願いいたします。

○ただ太郎委員 2年後には、建築基準法の違反が解消されるとの答弁も今回ありました。それでは、この2年間、何に注力していくかという、やはり騒音、そして地域の交通対策、安全対策、こういったところに更に注力していかなければなら

いのかと思います。継続でお願いします。

○山中ちえ子委員 先ほど区の責任はないというような答弁を引き出したりして、区の責任がないかのようなずっと歴史があって、その中で、長いからそういうふうになってしまう。そういうふうになせようという、そうではなくて、もう最初から通報があったのに、対策会議を開いたのに、それが環境対策で終わらせたりとかということの区の対応も、これはそもそも間違っていたものです。そして、使用禁止の命令を出せるのは、行政執行機関としかなくて、足立区にしかその役割はないわけであって、それをずっと住民側が求めてきたけれども、足立区はその立場に立たなかった。だから、やはりこういう陳情が出し続けられているというわけで、そういった中で起こった3年間の約束を守らなかった、出てきたのが存続宣言であり、次に、2年の約束をしたのにその内容を公表しないという、こういう態度に表れているのだというのがあります。

そして一方で、先ほどやはり工場側も区側も少しずつ変わってきているというところは、本当に評価しているのです。でも、だから私たちがこの陳情を採択しないとイケないと思います。そして、区側が行おうとしているその2年後には是正完結が実現できるようにしなければいけないという段階です。なので採択を主張します。

○市川おさと委員 私も前回に引き続き採択を主張いたします。採択とすると、もうこの委員会で審議できなくなるのではないかなという話もありましたが、そんなことは全くなくて、報告事項に毎回上げればいいだけの話でありまして、これは、それだけの価値のあるサブジェクトだというふうに認識をいたしております。

言えない部分、それは、当然相手のある話ですから、執行機関側も最終、最後のところまでは何か言えないようではございますけれども、ほぼ言っているのかという内容、内容についてもほぼ言っているの

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

かという認識もあります。

私としては、そういった区の取組を応援するのだという議会の意思を示すためにも、ここは採択すべきだというふうに考えますので、採択を主張いたします。

○高橋まゆみ委員 私は、監視の目、この業者は本当に悪質だと思います。なので、もっともっと皆さんと一緒に考えていきたいと思いますので、これは継続でお願いします。

○たがた直昭委員長 これより採択をいたします。

本件は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○たがた直昭委員長 挙手多数であります。よって、継続審査と決定いたしました。

次に、(3)受理番号4 地盤変状の発生区域における地区計画運用と安全な土地利用判断の整理を求める陳情を単独議題といたします。

前回は継続審査であります。

それでは、執行機関に説明を求めます。

○都市建設部長 引き続きよろしく願いいたします。

陳情の資料の15ページをお願いいたします。

件名、所管、部課名は記載のとおりでございます。

陳情の要旨でございますが、ある地域で盛土行くと、地盤沈下とそういうものが現状確認、地盤沈下のことが想定されることを前提に、三つ大きくありまして、継続的な地盤強度の観測に基づく行政判断手続確立、関係事業者間でのデータ共有、三つ目として住民への情報公開による透明性の向上ということがうたわれております。

まず、内容経過ですが、簡潔に御説明いたします。

まず初めに、地区計画というのが出ておりますが、都市計画法では、基本的には全国一律の法律でございますが、地区計画というのはその地域に

合わせて、細かいルールを決められる制度となっております。以下構成メニュー、身近な施設の整備等が記載されております。

以下16ページについては、地区整備計画で定める事項を掲げております。

なお、盛土に関する規定については、地区計画では制限することはできません。

17ページ移りまして、当地区小台一丁目地区の地区計画の現状でございます。18ページを御覧いただきますと、エの目標のところに、大規模浸水被害が想定されるゼロメートル地帯という特性を踏まえて、スーパー堤防の整備、避難場所の確保を進め、安全で水と緑のある住宅・商業・工業の調和する良好な複合市街地を目指す地区計画となっております。

19ページ、20ページにつきましては、地区の計画図となっております。経緯については記載のとおりでございます。

また、21ページ、項番2でございますが、小台一丁目地区の荒川高規格堤防、いわゆる当該事業の概要について記載されておりますが、当該地につきましては、囲まれたところが平成30年度から今年度令和8年度完了予定で工事が進められているところでございます。

22ページにつきましては、完成イメージパーツとスーパー堤防に関する経緯を記載させていただいております。

23ページにつきましては、現行の法律の中で、開発等による既存制度についてのフロー図をまとめさせていただいております。

なお、今回のスーパー堤防事業は、あくまでも築堤、堤防整備する工事でございますので、開発行為には該当してございません。

なお、24ページに、項番4、現地視察の結果、5月14日でございますが、現地を立会いまして、ひび割れの状況等を区も確認してございます。

なお、25ページに、弁護士相談の結果を示し

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ましたが、大きく三つございますけれども、基本的には、事業者と近隣の方が解決する問題でありますので、行政が入る余地は基本的にはないのではないかという、このような見解をいただいております。

説明は以上でございます。

御審議よろしく願いいたします。

- たがた直昭委員長 続きまして、過去の審査状況につきまして、区議会事務局長に説明を求めます。
- 区議会事務局長 本陳情は、令和8年4月に初めて審査された陳情でもあり、引き続き議論していく必要があるという意見が多かったため、継続審査となっております。
- たがた直昭委員長 それでは質疑に入ります。
何か質疑ありますか。
- 水野あゆみ委員 私は初めての委員会なので、また質問、確認させていただきたいのですが、この陳情というのは、マンション側に発生をした被害について、何とかしてほしいという個人的な陳情ではないという認識でよろしいでしょうか。
- 都市建設課長 陳情の要旨のとおりでございますけれども、起点は、小台一丁目か分かりませんが、区内全域に対する陳情だという認識でございます。
- 水野あゆみ委員 分かりました。陳情の要旨見ますと、地区計画が地盤変状を想定していないことから、安全な土地利用を確保するため、以下運用整理を行ってほしいということですが、具体的に、継続的な地盤挙動の観測に基づく行政判断の確立の確立ですとか、関係事業者間でのデータ共有、住民への情報公開による透明性の向上というのは、具体的に、この特に、①番なんかどういったことを求めているのか。既にやっていることがあるのか、この辺確認をさせてください。
- 都市建設課長 行政判断というところでいきますと、今回の陳情の説明資料23ページに既存の手続のフローをまとめさせていただきました。今回

の高規格堤防とか公共の事業ですと、こういった手続の対象にはならないのですけれども、一般的に大規模な事業がある場合は、こちらに記載のまづは環境影響評価制度、環境アセスメントによる国や都の許可をいただいて、事業の影響を予測して、それに影響があれば評価していくという制度があります。それ以下、もう少し小規模なものであれば、開発の許可の制度ですとか盛土の規制の制度がありますので、ここで許可を与えた上で工事をしていただくというような手続がありますので、ここで、ある程度陳情の要旨の求められているものはケアできているというような認識でございます。

○水野あゆみ委員 2番、3番はどうですか。

○都市建設部長 私から補足させていただきます。

(1)については、現状の法律の立て付けの中心でちゃんと整理できるものだと考えております。

あと関係者間、事業者とデータ共有なのですが、今回小台一丁目地区が発端となっておりますが、この工事につきましては、当然近隣のマンションの方へ事業者である国土交通省の荒川下流河川事務所から情報提供を行っています。また、住民の皆様にも情報公開を行っておりますので、(2)、(3)についても、基本的には現状は満足しているものと考えております。

○水野あゆみ委員 分かりました。もう既に、国や都の許可、また区が評価していくということも手続としては確立されているということ、2番についてもデータの共有もされていて、3番についても情報公開というところで、透明性も図られているということで、向上という部分については、もう少しやる余地もあるのかなというふうに思います。

あと、区内でこの高規格堤防事業という整備事業というのを今後何かやる予定というのはあるのか、そこもちょっと確認をさせてください。

○都市建設課長 区内の予定でいきますと、この小

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

台地区が今回のエリアからどんどん西に向かって進んでいくという予定であります。あとは、新田地区で予定があります。

○水野あゆみ委員 分かりました。この事業主という事業者が国、国土交通省が行う事業ですので、区に対して、様々求めていらっしゃる陳情なのかなということを感じます。本来であれば、国がやることにに対して、これ以上、今、手続が確立しているという中で、更に、区がやっていくことというのは、何か考えられるのでしょうか。

○都市建設課長 区でやっていくとすれば、やはり各事業者に丁寧に対応いただくということを求めていくことだというふうに認識しております。

○水野あゆみ委員 私も本当にそれ以上のことというのは、なかなかできないのかと思いますし、弁護士の見解の中にも、やはり制度が複雑化してしまうということも書かれているので、こういったところも難しいのかなというふうに私自身も考えています。

マンション側について、地盤沈下とかまた擁壁の傾斜など、こういったことが確認されているということなのですけれども、そもそもこの国がこれについて補償しないということを言っているのか、両者の御意見というのは、今のところどのような状況なのでしょう。これは、陳情とはちょっと関係ない部分で、個人的な部分かもしれないのですが、ちょっと確認させていただければと思います。

○都市建設課長 国土交通省と区がヒアリングさせていただいた中では、国の方も丁寧に工事起因のものは保障していくというスタンスであるというふうに聞いております。ただ、一部で、全てマンション側の方が求めているもの全て工事起因かどうかという点は、若干の差異があるというようなことを聞いております。

○水野あゆみ委員 分かりました。今後、国と、また民間事業者等々ともこの補償の話合いというの

が進んでいくと思われますので、今、やはり区が入るといふか見守る姿勢を持つことで、大分また進み具合もよくなっていくのかなと思いますので、そういったところは寄り添う姿勢でやっていっていただきたいというふうに思います。

陳情の内容としては、ちょっと今、大分願意を満たしているといいますか、既にやっているというところもありますので、どうなのかというところは、ちょっと確認させていただきました。

以上です。

○山中ちえ子委員 今回、小台の問題ということと、区全体でこれの教訓というか、全体に生かして何ができるのかといったところも展望して、陳情をつくられたのかというふうに思っています。なので、国や河川管理者がやっていることを誠意を持って対応すべきだというふうに、まずそれが前提ですけれども、やはり区でやることは、地区計画で限られているということなわけですけれども、前回の質疑で3つ、それ以外の制度で賄うものがあるのですよと説明してくれているものを議事録で見たのですけれども、これについて、どういうそういった願意を満たされるべき、地区計画以外を変えていくということ以外のものなのですよというふうに説明したのでしょうか。この3つの例えば事後調査、影響調査もやるし、一定の盛土の場合は、開発許可制度、区に届出できれば許可したりとか、そういうものもありますよとか、更に、大きな事業だったら環境アセスメントの手続に基づいた継続的な調査がありますよとかおっしゃっているのですけれども、ちょっとこの辺もう少し丁寧に教えてもらいたいです。

○都市建設課長 前回の委員会で、そのような口頭でのちょっと発言をさせてもらったものですので、今回資料で23ページにフロー、そして、26ページと27ページに詳細なものを入れさせていただいたということでございます。基本的には、先ほど水野委員に御発言した答弁の内容となります。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○山中ちえ子委員 やはりそういった制度を使うということもそうなのですけども、それが陳情者にとって、助けになるということですか。

○都市建設課長 今回の陳情をされている方は、どちらかというと小台の問題を自分自身の地盤のところに気にされていると思いますので、そちらは、この制度には該当しませんが、ただ、国や都などがしっかり事前と事後の調査をする予定でございますので、その辺り丁寧に対応していったほしいということで区の方から申入れを行って、国や都の方もしっかりやっていくという意向を示しますので、その経過を見守っていくということが大事になるかと思っております。

○山中ちえ子委員 是非、やはりなかなかその1つ1つの個別の問題は、国土交通省という大きな機関がある中で、本来ならば公的なものだから自然に出てきた率直な声がしっかりと反映されるということが期待されるわけですけども、そういうことでは、いろいろな事業者も入っていて難しい、いろいろな声が届くのが難しいといったところだったけれども、やはりいろいろな区議だったり、区がそれを応援してくれて、それで、その声が届くようにしてくれたということがこの間あったわけですか。ちょっと教えてください。

○都市建設課長 陳情をいただいた方ともやり取りさせていただいておりますけれども、やはり今回区議会で審議いただいて、国や東京都関係者の動きも大分よくなってきているというお声もいただいておりますので、山中委員御発言のような趣旨で、いい方向には行っているのかという認識を持っております。

○山中ちえ子委員 盛土規制法の概念ということだと、周辺地番への影響把握というのは、行政の責務だというふうに思っていますけれども、その辺はどうですか。

○都市建設課長 山中委員御発言のとおりだと思いますし、既存の制度でもそれをケアするような立

て付けになっております。

○山中ちえ子委員 であればしっかりとこの高規格堤防、小台一丁目のところ、そこは、新田やこれまでやられてきたというところとは違って、全部一遍にこうやっていくというものではなく、そこ一部のところではないですか。しかもそこからマンション部分がすごく低地になっていて、何かあったときにその盛土の部分が崩れていく可能性もあるのかと。何か表現がちょっと専門用語使っていたけれども、矢板があるけれども、その矢板が不安定になっていると、隙間もあるというような状況ですので、万が一、本当に出水期でもありますし、何かあって、今でもちょっと怖いなあと思って見ましたけれども、その辺はどうなのですか。

○都市建設部長 認識の差があってはいけないので改めて申し上げますが、今回の高規格堤防、スーパー堤防事業につきましては、この工事が完了しますと隣のマンションの敷地の高さと同じになりますので、そういう意味では、この地域の安全性は確保されると、そういう認識でございます。

あともう1つですけども、盛土規制法の話が先ほど出ましたが、足立区においては、山とか谷があるわけではないので、あまり大規模な盛土とか切土というのは想定されません。あるとすれば先ほど来お話ししている堤防事業で盛土するというケースは考えられるのですが、既存の既存市街地で盛土というのは、あまり考えられませんので、そういう意味では、既存の制度の中で対応できるというお話をしていることと、もう1つ繰り返しますが、スーパー堤防事業は、開発行為等の法律に該当しない、あくまで堤防をつくる事業でございますので、それは事業者がきちんと近隣の方に御説明をして、当然補償もするという内容になっておりますので、そういう意味では、安全であったりとか、基本的なことは守られていると私どもは認識しております。

○山中ちえ子委員 そうであっても、やはり現場の

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

率直な住民、区民からの声ですから、すぐに切り捨てるようなものでもないのかと。それ以外にも、こちらの隅田川の部分のところのスーパー堤防もあったり、いろいろな機関が同時にやっているの影響もあるのかというような何かちょっと特徴的な案件ですので、そちらは、国土交通省もそうですけれども、東京都も責任があると思うのです。その辺は、そういった関係機関とこの問題をめぐって議論しているのですか。

○都市建設課長 山中委員御発言のとおり、様々な工事が続いていきますので、今現状では、国土交通省の工事が終わって、次、東京都の工事が入ってくる、準備工事みたいのをしている段階ですけれども、これまでもやってきましたが、東京都の方とも引き続き連携をして、丁寧に対応いただくように申し入れていきたいと思えます。

○山中ちえ子委員 最後にしますが、庁内の方で、改めて研究していきたいというような答弁もしているのです。では、区の方で何ができるのか、そういったところを研究するということですが、その研究の成果というか経緯とかをお話してもらっていいですか。

○都市建設課長 それがちょっと先ほど来答弁させていただいている既存の制度をまとめたことと、弁護士の見解も記載しておりますけれども、やはり既存の制度である程度ケアされておりますし、また、区がこういった問題に権限がない中で間に入ると逆に複雑になるとか、あと、都市建設部長からの答弁でもありましたとおり、盛土・切土の足立区は平坦な地形ですので、そういったリスクも懸念されにくいということで、何か新しい制度を設けるというのはなかなか難しいかというのが前回研究すると言った上での、後での状況でございます。ただ、それで終わりということではなくて、こうした事象があればそれぞれ事業者の方にいろいろと意見を聞いて、区民の方が不安を少しでも解消できるように、区もいろいろ働き掛け

はしていくという姿勢は変わりませんので、新たな制度を設けるということではなくて、丁寧に対応していくということを継続したいというふうな認識でございます。

○市川おさと委員 私もちっと丁寧に質疑をいたします。

4月16日の本委員会で、私は、本陳情は特定の事業者や工事への責任追及ではなく、地盤変状が発生した際に、行政がどの資料を基に、どの主体と協議し、どの基準で土地利用判断を行うのか、つまり行政運用の手続の整理を求めるものと申し上げました。これに対して、都市建設課長は、市川委員御発言のとおりと答弁されています。併せて、区として何ができるか、改めて庁内で検討したい、研究したいとも答弁されています。どんな研究をしたのか、検討したのかというのは、今、正にお答えになったわけでありまして、重ねて問うことはいたしません。が、そういう形でしっかりやってもらいたいと思います。

それからもう1つ。事後補償で足りるということもありました。4月の答弁で区は、被害を大きく3種類、最大2cmちょっとの沈下、敷地のクラック、擁壁の変位と説明され、現状はほぼ変位がなくなっている、事故補償の範疇の程度であり、国にしっかりやってもらうレベルの話だという比較的限定的な認識を示しました。

しかし、その後の現地視察の資料では、国土交通省の測定値として、擁壁の変位6.2cm、駐車場・駐輪場の沈下、敷地内のひび割れ57か所といった、より具体的で重い数値が示されています。これは、陳情者側の主張ではなくて、国の測定値です。区は、6.2cmの変位、57か所のひび割れという数値が示されて、今も4月時点の事後補償の範疇、国が対応するレベルという認識を維持しているのかどうか。それとも少なくとも行政としてデータを整理し、住民に説明できる形に必要があるという認識が変わったのかどうか、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

改めてお尋ねします。

○都市建設課長 認識としましては、今回詳しくは出しておりますけれども、事後補償で対応していくレベルの程度の問題であるという認識を国土交通省の方も持っているというふうに伺っていますので、区も同じような考えでございます。

多少その数字が変わったところは、やはり今回陳情者様の方も、しっかり議会の方で詳細に示してほしいという意向ございまして、やはりここが国土交通省と陳情者の方で、なかなかちょっとその測定の程度の認識の違いみたいのものもありません。こちらの資料も業者の方にしっかり見ていただいて、これなら両方で納得して提示いただける内容だということで提示させてもらったので、こういった数字になっている次第でございます。

○市川おさと委員 私は、沈下が最初に2cmという話が改めて国土交通省が測ったら6.2cmになりましたというのは、それは今までと同じという話は、ちょっとどうなのかなというふうに思います。区としても、国や都や事業者や管理組合それぞれ持っているデータを集約し、住民に見える形で改めて示す、そういった必要もあるのかなと思うのですが、いかがですか。

○都市建設課長 今後もデータにつきましては、国土交通省ですとか様々関係機関と連携を取って、出せるものは出していきたいという所存でございます。

1点だけ、一番右の方から沈下が2cmというところが6.2cmというところだけちょっと細補させていただきたいのが、沈下ではなくて、これは擁壁の変異でございまして、これは、前回も擁壁の変位がもともと国土交通省側の地盤が低かったんで、最初は、国土交通省側の地盤の方に6cmぐらい変異したと。その後、国土交通省側の地盤がマンションと同じ、若しくは高くどんどん土が盛られたことで、その変異が収まったというような表現を私しましたけれども、これがいろい

ろとマンション側と国土交通省の意向が少し違うところもありますが収まって、更にちょっと2cm今度マンション側の方に戻ったというような表現になっております。おおむね前回話した答弁の内容だという認識でございます。

○市川おさと委員 ちょっとなかなか微妙な話だなというふうに聞きました。

次に、収束の根拠、圧密沈下が収束しているかどうかについてお尋ねします。

4月の答弁で区は、圧密沈下が収束していなければ将来的な不同沈下のリスクを容認することになるという点は認められました。その上で、国のモニタリングで数値が落ち着いてきており、収束の判断があれば次の事業に入るという認識を示しています。

では、現在区は、収束したと判断しているのかどうか。その根拠資料はあるのかどうか。誰が収束と判断したのか。それは、国が自己判断するのか、区が独自に確認したのか、収束判断の根拠となるもの収束地点や期間や測定値、何をもちて収束とするのかについて、基準をまず示してください。

○都市建設課長 収束の判断ですけれども、これは区でするものではなくて、やはり事業を行っている国の方でするものだというふうに認識しております。これまでも確認する中では、国も専門的な見解を持って、一定程度モニタリングもした上で、収束しているという判断をして、それを陳情者様側の方には説明をしているということで聞いておりますので、我々としては、その両者の意向を見ながら、基本的には、国の事業者の判断に同意していくものなのかなというふうな認識でございます。

○市川おさと委員 ただ、国は、変状をペーパードレーン工法の影響と説明しているというふうに述べたわけですが、ペーパードレーン工法の影響だという説明と、短期間で収束したという説

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

明は、住民から見ると分かりにくいというふうに考えます。原因がペーパードレーン工法にあるのなら、沈下は中期的に続き得るのではないかという疑問も出てくるわけであります。

先ほどから国の説明なんかそのまま受け止めているような話なのですけれども、収束判断の根拠となる測定地点や測定期間、測定値や測定基準を区自ら確認し、議会と住民に説明できる状態にするべきではないかと思いますが、いかがですか。

○都市建設課長 先ほど来、基本的なスタンスとして、やはり今回の問題、区が間にちょっと入るのは難しいのかなと思いますので、区が独自に測ってとか判断というのは難しいかというふうに思います。国の方も専門的な見解で示されているのですけれども、国も全部押し付けているわけではなくて、一定程度事業のスケジュールも相手とやり取りしながら、大分少し後ろ倒しといいますか、調整取りながらやっているということも伺っておりますので、区としましては、引き続き両者合意いただきながら進めていただくように、丁寧に促していくということに努めたいと思っております。

○市川おさと委員 最後になります。4月のやり取りでは、執行機関側から陳情が個別案件なのか、区全体の話なのか、足立区全体で盛土規制をするのは難しいのではないかという整理が繰り返されました。今回も繰り返しています。

都市建設部長は、既築計画では盛土規制はメニューに入れられず、開発許可制度で運用されるとも述べていました。

私は、足立区全体で新たな盛土規制をつくれと言っているのではなくて、地区計画の中に盛土規制を直接書き込めと言っているのでもないです。求めているのは、現に、地盤変状が確認されている区域において、区がどの資料を確認し、どの主体と協議し、どの基準で土地利用判断や開発許可状の確認を行うのかという行政手続の整理であります。これは、足立区全体の盛土規制とかそうい

う話ではなくて、地盤変状が発生した区域での行政判断手続の問題です。盛土規制法は、技術的な領域を扱う制度であって、地区全体の土地利用判断の手続を定める制度ではありません。この点は、4月に都市建設課長も市川委員御発言のとおりと認めているとおりであります。

区は、この手続整理を区全体の盛土規制とは別の問題として受け止めているのかどうか、そのことをまずお尋ねします。

○都市建設課長 まず、今回の問題ではなくて、陳情の区全体でということに関しましては、すみません、やはり全体の問題だというふうに認識しておりまして、それは既存の制度で一定程度ケアできていると思います。

ただ、そこのケアでき切れない部分といいますか、そういったところは、今回のように、件数がそれほどあるわけではないのですけれども、平たんな地形であるというところから今後もこういった問題が出れば、区が新しい制度ということではなくて、今回のこのように、両者の様々な意見を聞いて、丁寧に対応を促していくということを今後も続けていくべきだというふうに認識しております。

○市川おさと委員 最後にもう1回まとめます。

前回のやり取りでも、区がハブ機能を持っていることをおっしゃいましたので、その辺の交通整理のリーダーシップを取っていくということは、国や民間事業者に対して、それは、やはり住民との関係において、私はしっかりやっていってもらいたいなど。特に、住宅に関することですから住宅というのは、皆さんもそうだと思うけれども、個人の財産の中核なのです。この住宅がガチャガチャしているという話なのですから、そのところは、あまり冷たい態度を取らないで、やはり足立区が各主体に働き掛けて、ハブという言葉前回も出ましたが、そういう形で住民に対して、説明役をしっかりと担っていってもらい

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

たいなということを思いますので、それについて、決意の言葉をおっしゃっていただけますか。

○都市建設部長 今、市川委員御発言のとおり、今回は、盛土によって地盤変状という行為があって、この陳情につながっていると思いますが、オール足立で見ますと、例えば建物ができたときの近隣紛争についても当然住民の方から区に御要望等があります。その際についても、近隣紛争解決するように、区が中心となって動くケースもございしますので、この件に限らず引き続き住民に寄り添った対応をしていきたいと考えております。

○高橋まゆみ委員 1つだけ。私、事前説明で行政側の説明のときのこの温度と言いますか、陳情者が来られて、このようにたくさんの資料を持ってきていただいて、その温度差があまりにも激し過ぎて、最初は、土を盛ったら戻るのだよというような、そうなのですかで終わっていたので。

何かこの中にいろいろ書いてあるのですけれども、こちらに現地視察の結果とかで6.6cm高低差が出ているみたいなのに入っていないやつなんかもありまして、何か建物の下に空洞化ができているというお話などもされたのです。こういうのはそちらには言っていないということですか。

○都市建設課長 資料としてはちょっといただいておりませんが、現地視察をした際に、一部空洞化があったというお話は何いしました。ざっくりした概要ですけれども、今から大体3年前ぐらいの出来事で、そういったちょっと空洞化があったということらしいのですけれども、その点に関しては、やはり国土交通省の方とマンション側の方で、工事起因であるという視点と、工事起因ではないという視点で、ちょっと争われているという争点になっているということでしたので、今回の資料には記載しておりません。今回の内容は、先ほどのとおり両者に納得いただいたもので提示しているというような立て付けでございます。

○高橋まゆみ委員 ありがとうございます。先ほど

市川議員もおっしゃったように、住宅を買うというのは、一生に一度あるか、ないかの大きな買物、夢を持ってそこに二百何十世帯でしたか、248世帯が住まわれている中で、この方がやはり言われていたのがこの場所的なもので、国と都と事業者と住民という形で多岐にわたるところで、なかなか話がうまくいかなかったりということなのです。

これは、足立区の土地で行われている問題ということで、やはり区が主導してほしいということを一生涯懸念言われていたのです。なので、その辺りをほかの事業者だったり国だからというふうに言わないで、もう少し寄り添っていてほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○都市建設課長 高橋委員御発言のとおり、区民の不安解消というのは、区が担う責務なのだというふうな認識はしておりますので、これまでも丁寧に対応してきた認識ですけれども、引き続き対応していきたいと思います。

○高橋まゆみ委員 お願いします。

○たがた直昭委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たがた直昭委員長 それでは、質疑なしと認めます。

次に、各会派の意見をお願いいたします。

○水野あゆみ委員 様々確認させていただきましたが、行政手続の確立ということについては、既にやられているということでもありますし、この高規格堤防整備事業というのは国が行うものですので、区が更にこの間に入るようなやり方というのは、制度上複雑化するのかというところで、弁護士の見解も記されています。

とはいえ、近隣紛争への対応というのは、区もやってきていることですし、今後もやっていくということも都市建設部長からございました。今後、補償の話合いというのは、もうやっていかれることだと思いますので、区としては、見守る姿勢で

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

あるかと思いますが、先ほどハブ機能というところもありましたので、間に入っていただきながら、しっかり話合いがスムーズに進むように対応していただきたいと思います。陳情としては、今回継続をお願いいたします。

○ただ太郎委員 この陳情、私、議長のとくに議会で受理をした経緯がありまして、当初、個人的なことではないのかというところで、区議会事務局ともいろいろやり取りをしました。しかしながら、基本的に陳情・請願というのは、議会としてはできる限り受理をして、区民の皆さんの思いを議会で議論していくというスタンスでありましたので、この陳情については、個人的なことなのか、全体的な川に囲まれている足立区でありますので、今後こういった地盤の工事だったり、大規模なものがあるかどうか分かりませんが、1つのきっかけとしても、ひとつ委員会で議論することは悪いことではないのかという判断もありました。

しかしながら、また一度、もう少し議論をしていきたいなと思いますので、一旦、継続を主張したいと思います。

○山中ちえ子委員 今回、やはり高規格堤防整備事業は、幾つか区では経験はあるけれども、こういった形での事業で、しかも隣接するマンションに多大な影響がある中で、苦しんでいる住民が訴えてきていると。その特徴も、一方では、隅田川の方の東京都の事業スーパー堤防がやられていたり、複数の公共事業体と民間開発が重なる、そして軟弱な地盤だということ、やはり今後これは、モデルケースになるようなものだと思うし、だからしっかりと先ほど言ったように、制度がうんぬん、その制度では賄い切れないかという話ではなく、区がハブになって力を尽くすということで、いろいろやれることは全てやってほしいということだと思います。なので、陳情の思いにしっかりと寄り添っていきたいという思いますので、採択をお願いします。

○市川おさと委員 現地視察によって、擁壁の変位が6.2cm、沈下・ひび割れ57か所など、住民が不安を持つに至る具体的な状況が国の測定値として確認されました。区が全ての責任を負う必要はありません。しかし、国、東京都、民間事業者、管理組合の間に立って、住民に最も近い基礎自治体として、情報と手続を整理する役割は果たすべきであります。その上で、私は、継続を主張したいのですが、それはなぜかという、ここで1回切っちゃうと、今後この話できなくなってしまうので、継続を主張したいのですが、やはり引き続きこの件については、区もしっかりと見ていてもらいたいというふうに思います。

また、足立区自体が川に囲まれているというのですけれども、確かにそのとおりなのだけれども、この地域は、特に隅田川と荒川にばかり挟まれた非常にそういった点では、最も足立区らしい足立区なのかなという地域というふうにも思います。そういったことも踏まえまして、継続ということを主張したいと思います。

○高橋まゆみ委員 現地視察というか、皆さんされたみたいなのですが、陳情者の方が是非見ていただきたいということをおっしゃっていらっしゃいますので見に行きたい。それからもう少し議論を重ねたいと思いますので、継続をお願いします。

○たがた直昭委員長 これより採決をいたします。
本件は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○たがた直昭委員長 挙手多数であります。よって、継続審査と決定いたしました。

○生活環境保全課長 先ほどの5受理番号47の違反生コンの工場についてのところで、私の答弁を修正させていただきたいと思います。

先ほど答弁の中で、騒音の原因は車両のみと把

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

握していると答弁させていただきましたが、正しくは、生コンのミキサー車への投入や、セメント資材のプラントへの投入も騒音の原因として含まれているということでございました。大変申し訳ございませんでした。

○たがた直昭委員長 以下の審査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

〔執行機関一部退席〕

○たがた直昭委員長 次に移る前なのですが、ちょっとお昼過ぎまして、もう2時間たちましたけれども、午後1時半からまた文教委員会が入っているということでありますので、ちょっとこのまま引き続き休憩なしで続けさせていただきます。トイレ等々がいる方は遠慮なく行っていただいて構いませんので、よろしくお願いいたしますと思います。

なお、この後、質疑、質問は簡明に皆さん御協力をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○市川おさと委員 説明を受けているから説明省いちちゃってもいいのではないですか。説明みんな受けているから。

○たがた直昭委員長 ちょっと待って。まず、所管事務の調査をちょっと先にやらせていただきます。

————— ◇ —————

○たがた直昭委員長 次に、所管事務の調査を議題といたします。

建築物減災対策に関する調査についてを単独議題といたします。

それでは、執行機関の説明を求めます。

○建築室長 お手元の資料、建設委員会の調査事項、建築物減災対策に関する調査の資料2ページをお開きください。

件名、所管、部課名については記載のとおりでございます。

申請件数でございます。5月までの実績報告が（1）から（9）まで、目標値が書いてありますが、達成率ですが、右側を御覧いただければお分かりのとおり、ほぼ今年度は達成する予定でございます。家具転倒防止だけが50%ちょっと割っているところで、あとは、ほぼ目標に行くところでございます。

私からは以上でございます。

○たがた直昭委員長 よろしいですか。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たがた直昭委員長 なしと認めます。

次に、（2）公社等の決算に関する調査についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会で、公社等の決算に関する調査につきましては、それぞれの所管の常任委員会で行うことに決定いたしました。

つきましては、足立市街地開発株式会社の令和7年度決算について、本委員会の調査事項とすることとし、調査を閉会中に実施したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○たがた直昭委員長 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

次に、（3）令和8年度地方都市行政調査についてを議題といたします。

本委員会の所管事項につきましては、他都市の先進事例を調査する必要があるときには、地方都市行政調査を行いたいと思います。

なお、さきの各種委員長会議において、10月28日水曜日から10月30日金曜日の間で行うことが示されておりますが、調査事項、調査都市等を踏まえた上で、今後日程を決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○たがた直昭委員長 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

調査事項、調査都市につきましては、何か御希望がございましたら、7月31日金曜日までに文書をもって委員長までに提出くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

————— ◇ —————

○たがた直昭委員長 次に、報告事項を議題といたします。

一応1から4までが道路公園整備室長、5から8及び10から13まで、以上8件を建築室長から報告をお願いしますということなのですが、皆さんもう既に聞いてらっしゃいますよね。これは省かせていただきますので、質疑の方に移らせていただきます。

簡明な質疑、よろしくお願いを申し上げます。

○水野あゆみ委員 私も3点聞こうと思っていたのですが、厳選して2点に絞りたいと思います。

8ページの移動式プレーパークについて、まずお伺いしますが、昨年度と今年度の予算について、書かれていなかったもので事前にお伺いしたところ、昨年度は約1,000万円、今年度は1,900万円ということで、回数も昨年度57回から今年度100回へということでお伺いをいたしました。

昨年度の57回実施しましたよという中で、1,518人が参加したということで、これを57回で割り返してみると、公園1か所について、大体26人ぐらいが参加しているものなのかなというふうに思いますけれども、保護者も含めて26人ということで、子どもの数だけにすると、更に少なかったのかと思いますが、昨年度実施をされた中で、最少の人数だったところは何人だったのか、お伺いをいたします。

○パークイノベーション推進課長 昨年度の参加人数、別紙の10ページに書かせていただいておりますが、平均の人数になりますが、一番少ないところで、谷中公園の9名といったところですので。

こちら保護者を差し引きしますと5名といったところになります。

○水野あゆみ委員 この5名の子どもに対して、1回の予算というのが1,000万円をこの57回で割り返すと、1回当たり17.5万円かかっているのです。保護者も含めて9名という中で、この予算17.5万円を1回のこの公園での遊びに使うというのはどうなのかというところで、その認識をお伺いしたいと思います。

○パークイノベーション推進課長 水野委員おっしゃるとおり、同じ金額を掛けて参加人数が少ないといったことになると、費用対効果の話が出てくるものと思います。よって、今回報告資料で上げさせていただいておりますが、5月、6月は一旦実施しておりますが、その結果を踏まえて、参加人数が少ない公園は1回取りやめにして、参加人数の多い公園にその回数分を振り替えたいというふうに考えております。

今後も参加者が多くなるような工夫というのを、いろいろ考えていきたいというふうに考えております。

○水野あゆみ委員 プレーパークというのは、各会派でも求めている、参加された方は本当に楽しくて、保護者も喜ぶと思うのですけれども、かといって、この二十数名に1回17.5万円、またこれだけかかっていくというのは、本当に税の使い方としてどうなのかというのは、ちょっと私も疑問に感じるところですので、公園での開催がいいのかどうかも含めて、今後例えば「あだち放課後子ども教室」で実施するのだとか、例えば夏休みに体育館で何か実施するのですとか、より多くの人に周知した上で、より多くの人が夏の遊び場として、参加できるような工夫というのも、今後は是非やっていただきたい。今年度は1,900万円予算取っているということですので、是非考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○パークイノベーション推進課長 プレーパークの考え方からしますと、公園だけではなく、いろいろなところでできるといったような考え方でもありますので、今後この委託を進めながら、最終的にどのような形がいいのかというのは、いろいろ参加者ですとか費用とかも総合的に踏まえて、考えていきたいというふうに思います。

○水野あゆみ委員 皆さんが一生懸命頑張って、子どもたちも喜んでいる事業ですので、なしにならないように、いろいろ工夫していただきながらお願いしたいと思います。

最後、質問。30ページの足立区在宅避難に努めるマンションへの防災備蓄品購入費助成というところなのですが、2番の助成対象外の在宅避難の支援についてというところをちょっとお伺いしたいのですが、町会・自治会の防災倉庫や、町会館等に携帯トイレを配備し、災害時に必要とする地元住民へ配布を検討するとあるのですが、この考え方というのは無料配布でよろしいでしょうか。

○防災戦略課長 こちらにつきましては、現在区で備蓄している携帯トイレ、これを町会・自治会の空き倉庫に置かせていただくという形で考えておりますので、いざというときに配布する、いわゆる公助の物品と考えております。無料で。

○水野あゆみ委員 今、無料とお伺いしました。区の持っているものを分散備蓄するという意味でやるのだと思うのですが、となると、こちらのマンション助成の方は3分の2助成を取るわけですよ。これの公平性、マンションでもマンション自治会というのがあるわけで、こちらには無料で配布をしておきながら、もう一方のこちらのマンションには3分の2の助成ということで、いかなものなのかということなのです。

区としては、この備蓄の考え方というのは、在宅避難、また分散備蓄というところで、どのように進めていこうと思われているのでしょうか。

○開発指導課長 まず、こちらのマンション備蓄の方につきましては、区の方で指導基準の中で備蓄倉庫をつくっていただいた方、そちらの中に本来3日分の自助の分の備蓄品と残り4日分の在宅避難用を確保していただくために、備蓄品の助成金を始めております。ですので、これは、東京都の方の備蓄資材等の補助要綱とかも確認しながら、一定程度の負担を求めているところでございます。

○水野あゆみ委員 一定程度の負担ということなのですけれども、マンション自治会に対しては無償で配布するということで、整合性……無償、マンション自治会、自治会にはマンションであってもいいのですよね。ここちょっと確認。

○防災戦略課長 マンション自治会で置くスペースがあるのであれば、こちらは対象になります。

○水野あゆみ委員 今、私が聞いているのは、マンション助成の対象外の2番のところ、町会・自治会には、携帯トイレを区の備蓄品を無償で配布するということをお伺いしたので、マンション自治会というのものもあるではないですか。大きいマンションなんか各自で自治会やっていますから、そういうところは、無償で携帯トイレを配布することができるということですよ。

○防災戦略課長 配布というよりも、区の携帯トイレを置かせていただくという形が正しい形です。

○水野あゆみ委員 置かせていただくのでもいいのですけれども、一方のマンションの自治会のないところには3分の2の助成で、こちらは無料で置かせてもらうということで、ちょっと整合性取れるのかというところで。例えば、もうマンション購入費助成のところで、トイレだけは無料で置かせてあげるというような考え方というのはできないのかというところをちょっとお伺いしたいのですが。

○副区長 まず、マンションの御自宅で滞在してもらう場合のマンション助成は、私どももその戸数当たり1世帯に全部行くような形で助成を3分の

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

2でしているというのが元のマンション備蓄の考え方です。

今回、戸建て住宅の方を中心に、垂直避難ができない方、特に、そういう方が避難所に行ったり、あるいは、在宅に戻るタイミングのときにトイレが活用できるようにということで、今、防災戦略課長が言ったように、区の備蓄物品を町会の倉庫等に置いていただくというようなことで整理をしているのですが、それを戸建ての方に有料で助成していくという考え方を私たちはちょっと持っていませんでしたので、無料ということです。ただ、マンションに在宅で避難される方について、無償で全部配布できるかといいますと、結局、全世帯に無償で配布するということになるわけです。私ども東京都の「東京とどまるマンション」という考え方もありますので、マンションについては助成する形で、戸建てを中心にした皆さん方には、区の備蓄物品を置いていただいて、いざというときには、そこで配布物を持っていていただいて使っていただくという考え方で、今のところ整理をしています。

○水野あゆみ委員 繰り返しになるのであればなのですが、マンション自治会であってもこの無償で置かせてもらうということがあるのだと思うので、その整合性をちょっと今後、マンションの方とか団地の都営住宅の方たちというのは、本当に自分の家で在宅避難される方が多いというふうに思いますので、しっかりそういったところを整理して、開発指導課だけではちょっとできないことだと思いますので、今後整理していただきたいと思いますのですが、副区長いかがでしょうか。

○副区長 これからもちょっと整理させていただいて、どういう方法が区民の皆さんにとっていいのか、それは引き続き検討させていただきます。

○たがた直昭委員長 他に質疑よろしいですか。

○高橋まゆみ委員 1つだけ。日よけの話が出てい

たので。野球場への日よけ設置についてなのですが、この日よけもそうなのですから、ドックラン、日よけはすごく大事だと思うのです。

先日、温暖化の強会に行ってきた、古い新聞には、温度が30℃で暑いというふうに新聞に載っていたという話を聞きながら、今、30℃なんてちょっと涼しく感じるのですよ。

今、このグラウンドも相当暑いので日よけ必要なのですが、このドックランの方にも、是非この日よけというのを少し考えていかないと、ワンちゃんもそうなのですから、飼い主も大変なことになってしまうので、同じく日よけみたいなものを考えていただけないかなと思って、1つだけです。

○パークイノベーション推進課長 野球場につきましては、公園の中でもやはり木が植えられないところで、なかなか直射日光がきついといったところで、日よけを令和10年度までに設置するという段階でお示ししております。その後ドッグランも荒川沿いで設置して、これは試行期間がありますので、そういったところも踏まえて、日よけの設置等々も考えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○ただ太郎委員 今の日除けの件で、利用団体にアンケート、ヒアリングを実施したということなのですが、これは利用団体、例えば、★★公園とかだったら少年野球やったりしていますから、少年野球の連盟だったり、そういった団体のまとめ役の皆さんのところにもお話を聞いたということでしょうか。

○パークイノベーション推進課長 少年野球団体の連盟に綾瀬の地区の方に聞いております。すみません、正式名称忘れてしまいまして、申し訳ございません。綾瀬地区の少年野球の連盟の方にお聞きしました。

○ただ太郎委員 邪魔になるからこういう形状にしてというのは、やはり利用されている方、特に連

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

盟の方の御意見というのは、非常に大事だと思います。ぶり返したくないのですけれども、例えば区内のプール飛び込めないようだとか、あと区内でのサッカー場に関しても、新しいところちょっと公式な試合はできないですね。あと、今後テニスコートもつくる予定もあつたりするところもあるのですけれども、個別にはちょっとお願いをしているのですけれども、やはり何かスポーツ施設、スポーツに関することを建設、設計するときには、必ず連盟の皆様方の御意見をしっかりと聞いて、それをしっかりと設計に反映をさせるということ、これはしっかりと徹底しないといけないと思います。設計もそうだし物品についてもそうです。使いやすさだったり、メーカーだったりもあると思うのですけれども、予算の中でできる限り連盟の皆さんの声を聞いて、反映をしていくということ、是非ちゃんとメニューに組み込んで、今後同じことを繰り返さないようにやっていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○パークイノベーション推進課長 野球場だけではなく、テニスコート等々もありますので、邪魔なものをつくったら元も子もありませんから、手戻り、無駄なことがないように、これからもしっかり利用者団体の声を拾っていきたいというふうに考えております。

○山中ちえ子委員 私、移動式プレーパークに関して、ちょっとだけ質問させていただきます。

移動式ということで始まって、なかなか私も視察に行けなかったのだけれども、もともとは、元渚江公園でやられているのが一番歴史があると思うので、そこは移動式というよりか定着して、本当に使いやすいように倉庫をつくってもらったとかかすごく前進していて、区も寄り添ってやられているのですけれども、その教訓やプレーリーダーの集め方とか、そういったことがこの移動式プレーパークに反映されているのですか。

○パークイノベーション推進課長 そういった知見

というか経験につきましては、参考に仕様書等々を組ませていただいております。また、今のプレーパークのやり方も、委託だけではなく、いろいろなやり方があると思いますので、今回委託で発注しておりますが、今後の展開は、委託の内容、結果を見ながらいろいろ検討していきたいというふうに考えております。

○山中ちえ子委員 この公園でやってほしいという希望などが結構届いていて、太郎山公園（千住旭公園）とかポンプ場の前の公園（足立堀之内公園）とか届いているのです。なので、これまでやったところは今後見直して、回数多いところや回数の少ないところの調整をするということなのですから、見える化と、あとやはり希望をしっかりと受け止めていくということなどは、やっていただけるのでしょうか。

○パークイノベーション推進課長 利用者の声ですとか、そういったアンケート等取りながら進めたいと思っておりますので、移動式プレーパーク条件さえそろえば、どんな公園でもできるというふうに考えていますので、条件さえそろえばなので、すけれども、いろいろなところで試したいというふうに考えておりますので、御要望これからも聞いていきたいというふうに考えております。

○道路公園整備室長 今、試行でやらせていただいたような移動式プレーパークということで、あと先ほど山中委員がおっしゃった元渚江公園でやっているというような固定式というところもございますので、今後固定式、移動式の在り方も少し検証させていただいた中で、いろいろと、どういうやり方が一番ふさわしいのかというのは、検討させていただければと思います。

○たがた直昭委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たがた直昭委員長 質疑なしと認めます。

————— ◇ —————

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○たがた直昭委員長 次に、その他に移ります。

何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たがた直昭委員長 質疑なしと認めます。

それでは、委員の皆様申し上げます。

本委員会に付託されている陳情について見識を深めるために、現地視察を行ってはどうかと正副委員長にて協議をいたしました。つきまして、今回の建設委員会終了後、現地視察を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○たがた直昭委員長 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

視察の調査につきましては、正副委員長に御一任をいただき、後日、各委員宛てに通知することにいたしますので、御了承願います。

以上で建設委員会を閉会いたします。

みなさん、御協力大変ありがとうございました。

午後12時46分閉会